

平成24年第6回大玉村議会定例会会議録

第5日 平成24年9月11日(火曜日)

1. 応招(出席)議員は次のとおりである。

1番 鈴木 康広	2番 押山 義則	3番 武田 悅子
4番 菊地 利勝	5番 鈴木 宇一	6番 佐々木 市夫
7番 佐藤 誠一	8番 遠藤 文一	9番 佐原 吉太郎
10番 須藤 軍蔵	11番 遠藤 義夫	12番 佐藤 悟

2. 不応招(欠席)議員は次のとおりである。

なし

3. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席を求めた職員。

村長 浅和定次	副村長 遠藤 武
教育長 押山利一	総務課長 遠藤 勇雄
企画財政課長 武田正男	税務課長 館下憲一
農政課長 鈴木幸一	建設課長 菊地 健
上下水道課長 押山正弘	住民生活課長 武田孝一
健康福祉課長 菊地平一郎	農地再生室長 武田好広
会計管理者 兼出納室長 佐々木正信	教育総務課長 菅野昭裕
生涯学習課長 作田純一	農業委員会事務局長 本多保夫
アットホームおおたま支配人 中沢武志	

4. 本会議案件は次のとおりである。

一般質問

会議の経過

議長（佐藤 悟） おはようございます。ご苦労さまでございます。

ただいまの出席議員は、12名全員であります。定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

議長（佐藤 悟） 本日、傍聴に渡辺誠知さんほか13名の方がお見えになっておりますので、ご報告申し上げます。

議長（佐藤 悟） 本日の議事日程は、お手もとに配付のとおりであります。

議長（佐藤 悅） 日程第1、一般質問を行います。

2番押山義則君より通告ありました「地域コミュニティを考える」ほか3件の質問を許します。2番。

2番（押山義則） おはようございます。2番押山義則であります。議長の許可をいたしましたので、9月議会の一般質問を始めます。今回の一般質問は、特に様々な社会問題に重点を置いた内容といたしましたので、よろしくお願ひします。

国策による復興がさっぱり進まない中にありますて、住民の意識の中に、知らず知らずストレスが蓄積してまいります。村長が常々言っておられる村民の安心、安全の社会の構築、是非、姿・形の見える行政を願うものであります。村長の5期目の任期、いよいよ余すところ1年であります。除染、除染に明け暮れたここ1年半年でしたが、そんな中にありますて、しっかりと生活環境の整備とか教育環境、子育て環境の整備と、また、社会資本の構築に取り組まれた姿勢は、さすがを感じております。本日は、5期目の就任当時の原点に振り返っていただいて、仕上げの1年にかける思いの一途を伺いたく、細かい質問を申し上げますが、是非実効性のある答弁をご期待申し上げます。

まず、地域コミュニティを考えると題して伺います。これまで地域コミュニティの大切さをいろんな観点から訴えてまいりました。特に今、復興という大きな目的のためには、コミュニティが復興の原点と言えるんじゃないかと思っております。しかしながら、共同社会、地域社会のためといった協調の精神、奉仕の精神が年々薄れていく状況にあると考えております。これから復興という課題克服のためにも、改めて地域コミュニティの構築・確立の認識を伺ってまいります。まず、定住促進政策、この人口増政策により、新しい住民が増えております。それはそれで喜ばしいことありますが、結果として、1つの団地として集落の形成が可能な地域はそれほど問題視されておりませんが、旧来の地域に参入する形での住民増の場合、組に参加しない世帯が一番の地域構成の問題点となっております。それぞれの地域で様々な地域維持活動がなされているわけでありますが、実際現実問題として、負担行為とか、例えば

区費とか、組費などの金銭的な問題、また、地域環境維持のための社会奉仕の問題とかで協力体制が確立できず不公平感を生じて、将来の地域コミュニティの確立・維持に不安を感じるような状況にあります。こういった状況、行政としてどうとらえておられるのか、人口増施策に併せて地域のコミュニケーションも問題のないように、私は行政指導の徹底が大切と思っております。改めて村長の見解を伺います。また、これまでの課長答弁で、対策の重要性は伺っております。極力部落参加するように説明するとの内容で過去の答弁ではありましたか、改めて総務課長、初めてでございますので、現状把握と対策、それから考え方を併せて伺います。お願いします。

議長（佐藤 悟） 村長。

村長（浅和定次） お答えをいたします。

自治体の存立のためには、人的構成の確保、これは絶対不可欠要件であります。したがって、定住人口増加対策、これは引き続き継続していかなければならないというふうに思っております。しかしながら、今、ご質問ありますように、住民としてなじむ、そういうこと等については、問題は私も認識をいたしております。そういうものをどうクリアすべきか、今、それぞれ努力をしておるわけでありますが、具体的な内容等については、担当課長の方から答弁をさせます。

議長（佐藤 悟） 総務課長。

総務課長（遠藤勇雄） 2番議員さんにお答えをいたします。

まず、現状については、今、村長さんからお話をありましたように、未加入世帯が組に入っていない世帯があることは承知しております、今、具体的には転入届を窓口にされた場合に、担当窓口において、お知らせというものを配布しております。このお知らせの中には、行政区の組織や広報紙等の情報の伝達、それから例えばごみの処理について、こういった内容のお知らせを配布しまして、なおかつ転入された行政区、その区の区長さんの名前とか連絡先をお伝えしまして、区長さん等のほうから、そこに区長さんに行っていただいて、区のそういう区費とか、そういう共同作業の内容等を説明いただき加入を促進しているところであります。なお、加入に対しては、今、おっしゃるように強制力とかはないわけですが、努めて加入いただけるように今後も努力して、区長さんの方と相談しながら進めてまいりたいと考えております。

議長（佐藤 悟） 2番。

2番（押山義則） それぞれ伺いましたが、重要さは理解されていると解釈いたします。ただ、定住促進対策、今回の補正でも予算計上されておられます、新住民が住む前から1世帯当たり、単純に言って150万円とか180万円といった、そういう補助の下に生活がスタートされておられます。一方、昔からの住民が50年、100年と義務を果たしてきて、いまだ救急車も入れないような状況のところにある。そういった不満が、コミュニティの障害となっておることも一因なんだと思います。このことに関しては何度も伺っていることでありますので、あえて答弁は求めませんが、その辺りもしっかり心に留め置いて願いたいと思います。昔のような隣組制度が失われてしまった現在、最低のモラル維持というのは、行政が関わらざるを得ないと私は考えて

あります。結局何もせず、窓口ではそういう指導をされてますと思いますが、もっと現場を中心とした指導、そういうことをされるべきではないかと思っております。無策とは言っておりませんが、やっぱりもっと策が足りないと私は感じております。結局、将来は必ずそれで禍根を残します。大きくは集落の崩壊とか地域のいじめとか、こんなものにも発展する恐れもあります。これから社会でありますので、大玉村ならではのやっぱり地域維持の共通なルール設定、それからもっと強いものを、それから更に啓蒙活動も更に必要ではないかととらえますが、重ねて村長にそのあたりを伺います。

議長（佐藤 悟） 村長。

村長（浅和定次） 先ほど申し上げましたように、自治体村立のためには定住人口の増加対策、これは継続やっぱりやっていかなくちゃならない。これは不可欠要件である。しかば、こうした新住民と既存住民との関わりをどうするかということでございますが、それなりの努力をしておりますけれども、まだ十分とは言えない面もあるのかなと、そういう面をどうしたらよいか。十分努力をしなければならないということは、結論ははっきりしております。こうしたことについては、前向きに取り組みをしてまいりたいと、このように考えております。

議長（佐藤 悟） 2番。

2番（押山義則） ありがとうございました。是非前向きにそのあたりしっかりと覚えていっていただきたいと思います。

次に、いささか細かい部分に踏み込んだ質問を申し上げます。地域スポーツの振興策は、地域コミュニティの構築には欠かせないと思っております。そのうえで伺いますが、ここ数年ソフトボール大会とか、そういうものなどへのスポーツイベントへの参加チームの減少が気になるのであります。スポーツには、それぞれ流行、すたりもありまして、人気に左右されるのも当然でありますが、社会現象なのかなとも考えております。まず、担当に伺いたいんですが、行政がかかわっているこの何年かのそれぞれの大会とか参加チームの推移、どういう状況になっておるのか。また、併せて費用対効果、様々な角度からとらえられると思うんでありますが、それをどうとらえておられるのか、大きな数字とは考えてはいませんが、それぞれの大会、およその必要経費の明細書など、答えられればお伺いいたします。

議長（佐藤 悟） 生涯学習課長。

生涯学習課長（作田純一） 2番議員さんにお答えいたします。

スポーツイベントの参加チームの状況についてであります、平成14年度と22年度を比較しまして、それぞれの協会内の大会における参加チームについては、ソフトボール協会については12チームが11チーム、家庭バレーボール協会は7チームから6チーム、ゲートボール協会は6チームのままなど、ほとんど変化なく推移はしてございます。野球協会につきましては、10チームが3チームに減少しているといったところでございます。

費用対効果についてでありますが、ふくしま駅伝やスポーツクラブ、また、本年度

開催する村民運動会につきましては、村民融和の観点から公費負担をしており、ふくしま駅伝の実行委員会に対しましては160万円、スポーツクラブに対しましては100万円、村民運動会に対しましては220万円であります。そのほかそれぞれの行事につきましては、体育協会に加盟する各団体それが個々に主催してございますので、私ども把握してございませんが、各団体とも大会の開催には参加者より負担金を徴収して運営しております。体育協会からは、各団体への運営費の補助がありますが、大会運営に関して、公費の負担はございません。また、体育協会主催の安達太良健康マラソン大会につきましても、参加者より参加費を徴収して開催しているものでございます。以上です。

議長（佐藤 悟） 2番。

2番（押山義則） 丁寧な答弁ありがとうございましたが、この全体として村の区域を全体ととらえると、参加率というものはどういうふうにとらえておられますか。

議長（佐藤 悟） 生涯学習課長。

生涯学習課長（作田純一） 参加率につきましては計算してございませんが、今の状況をまた多く、今まであったものにつきましては、これまでの地域活動が中心であったものがそれぞれのライフスタイルの変化やそれぞれの多様性ということになります、いろいろと変わっているものとは思います。参加率につきましては、現状をまたよくなればいいのかなというふうには思います。

議長（佐藤 悟） 2番。

2番（押山義則） 後で分かりましたら教えてください。こういうことなんですよ。結局たまたま日曜日、熟年ソフトボール大会がありました。よその地区は正直言いまして、80チームからの頂点で上がってきたチームが参加しています。我が村は、1チームしか登録しなくて1チームだけで、結局予選も何もなく決勝に行きました。結果は、忍びがたいような報告であります。そういう状況の中で、やれば良いという行事ではないのではないかと結局考えております。地域スポーツの振興を上手に活用すれば、地域コミュニティ構築の方策としては欠かせないと考えております。しかし、費用対効果のこともありますので、現実を直視した世の中の動きにマッチした対応を考えられないかと思っております。例えばサッカー人気にあやかったフットサルゲームにするとか、難しいかもしれません、地域対抗ゴルフ大会にするとか、老若男女が入り交じったグランドゴルフとかパークゴルフ大会などの充実などを考えるとか、また、私は旧態依然の種目だけでなく、中学校の部活なんかにもゴルフ競技ぐらいあってもいいかなと考えているんであります。それと、先ほどから申し上げてますが、この費用対効果についても、もっと注視すべきではないかと考えます。強いて言えば大玉村らしい特徴あるイベントを考えてほしいというのが本音なんあります。村長、これらいかが考えるでしょうか。

議長（佐藤 悟） 村長。

村長（浅和定次） これ今までのずっと流れを見てみますとね、一定の期間にやっぱり考えてみると1つの波があるんだね。ものすごく盛んなときは、そうかと思うと今

度はずうっと下火になってくる、そうかと思うと一定の機会にまた復活してくると、こういう波があるなというふうに考えておりまして、例えば今、話が出ましたこの間やりましたソフトなどというのはね、一頃はものすごく盛んなときがあった。最近はちょっと下火になりました。各地区の区対抗などというのがあったんですね。あるいはまた、区民祭とかとあったんです。そういうときにはどんどん盛んだったんです。ところが今、区民祭というのは残っているのは、17区のうちで1区くらいかなと思っております。そういう波はあるなど。しかし、大切なことは波に任せておけば良いかと、そうではない。これはやっぱりスポーツならではの培う大切なコミュニティ、あるいは健康づくりの面、こういうあとはこの間もあいさつに申し上げましたが、スポーツルールがある。ルールをしっかり守る。判断、そして的確性、そしてスピードと、こういうことがやっぱり非常に培うことが現実を持ってスポーツというものは、やっぱり体験するわけでありますから、これは社会全般に社会人として通用する、政治の世界にも通用する。したがって、そういう意味では、やっぱり社会の基盤づくりのそういう意味では、この大切なコミュニティづくりであるなど。そういう意味では、やっぱり振興策を積極的に図っていく必要性があるというふうに認識をいたしております。

議長（佐藤 悟） 2番。

2番（押山義則） ありがとうございました。是非そのようにお願いします。

話はちょっと横道にそれるんですが、それぞれのスポーツ団体とか、趣味クラブなどの指導者の育成、これもコミュニティ維持に欠かせないのではないかと考えております。しかしながら、私の感じるところでは、我が村どちらかというと30年、40年目からリーダーというか、指導者、あまり変わっていない顔ぶれなんあります。私だけかなと思いますが、それはそれで立派なことなんですよ。でも、指導者の後継者の育成とか確保、これ十分と考えていらっしゃるのか。このことは、教育長に伺ってみたいですが、例えばテニスとかなんかなど、もうずうっとここにも同僚議員の中にもがんばっている方もいらっしゃるようですが、これ行政指導の必要性って感じませんか、まず、伺います。

議長（佐藤 悟） 教育長。

教育長（押山利一） 2番議員さんにお答え申し上げます。

まず、指導者の関係ですが、8,500人～8,600人の村だとすると、ありとあらゆるスポーツ種目に指導者を揃えるということは、物理的にまあ難しいと云うことですので、基本的には、近隣の本宮、二本松、郡山に非常に優秀な指導者がいっぱいおられますので、そういう方を活用するということは十分考えられるし、活用していると。その中心になるのがスポーツクラブでございます。先ほどからスポーツ人口が減っているということに対する危機感を感じて、総合型スポーツクラブを立ち上げたということで、500人弱の村民の方が入っていると。当初500人を目標にしていましたので、当面到達したわけですが、これを500人、1,000人というふうに広げて、すそ野を広げていくということも必要だと考えております。

それから、指導者育成については、スポーツ推進員、昔体育指導員と言われた方たちが中心としてスポーツクラブでも指導をいただいていると。それから、スポーツ少年団、小さいときから指導していますが、これについてはそれぞれスポーツ少年団の育成会、保護者の皆さんのが、そのまま指導者として残っていただいて指導を自主的にやっているという状況がありますので、外部の講師の活用等を内部でもやはり作っていくということは必要だというふうに考えてあります。以上です。

議長（佐藤 悟） 2番。

2番（押山義則） ありがとうございました。確かにスポーツクラブとかなんかで頑張っていることは、目にしてあります。是非そういう形をもっと伸ばすような方向性をお願い申し上げたいと思います。

次に、角度を変えて老人会、老人クラブなどについて伺います。各地区それぞれ組織されておりますが、組織のない地域について、行政としてどうとらえておられるのか、まず、伺います。先頃の新聞のニュースでも、全国的な傾向であるような報道をされておられました。60代後半の参加者が少なく、年第に空白ができている。また、中央の組織への傘下に入るのが煩わしくて、ちゅうちょする方、地域が少なくて、そう聞いてあります。多少地域差が生じるのは仕方ないとして考えますが、全く組織のないというのは、これいかがなんでしょうか。近頃はサロン活動とかなどを通じてコミュニティを図っている地域もあるように伺っておりますが、組織がないというのは、やっぱり異常ととらえております。現実、行政サービスの低下につながっているわけでありますから、その辺りの見解をまず伺いたいと思います。併せて現場の担当に伺いたいんですが、どのような指導をされているのか、その辺も併せて伺います。

議長（佐藤 悟） 村長。

村長（浅和定次） 具体的に言うならば、例えば老人会のようなものね、それぞれの歴史と伝統を持って活動されてこられた。残念ながら地区によっては、やはり後継の問題とかもあります。そういうところで、なかなか存続が難しいというところもありますし、また、その地区によってはなかなか事務的な、そういう関係で容易でない。役員になるのになかなか容易でないというようなことで、ちょうどしなかったというふうなこともあるようあります。いずれにせよ、会が存続するということは、これはやっぱりそれ相当の目的があって、そして、いろんな面で協調性とか、あるいはお互いに励まし合うとか、こういうことで大切なこれは目的あっての会ですから、今言ったようなこういう老人会等とか、あるいは区全体に及ぼすような、そういう既存組織、これもやっぱり歴史性、伝統性は大切にして、そこはやっぱり復活するように、行政がどのような関わりを持つことができるのか、そのためにいろんな面でお手伝いできるために行行政区に支援職員を張り付けてあります。職員を例えば行政1区についてはどういう職員、2区についてはどういう職員、いろんな面で区長等と連携を密にして、区の事務的なお手伝いをするとかということで支援職員を張り付けておりますので、そんなことで支援をしていきたいなというふうに考えておるところであり

ます。

あと後段の関係等については、担当課長の方から答弁をさせます。

議長（佐藤 悟） 健康福祉課長。

健康福祉課長（菊地平一郎） 2番議員さんにお答えいたします。

各老人クラブと各行政区でないところもございますけれども、現在、老人クラブについては12老人クラブがございます。それから、子供会等の組織についても、各区長さんを中心に子供会活動が行われているということでございますけれども、現在のところ、老人クラブのほかに地域のサロン、老人の方が多いわけでございますが、この地域のサロンについては15か所ほどございます。健康福祉課の管轄でのサロンでの活動もございますけれども、そのほか教育委員会とかいろんな課が関わったサロン活動に協力体制をとっているというような状況でございます。

議長（佐藤 悟） 2番。

2番（押山義則） 支援職員のことは、私から提案しようと思ったことでもあります、是非そのようにお願い申し上げます。それから、特に指導は、今のところないと言うことあります。そういうふうに理解しておきます。

次に、この子供会とか老人クラブなどへの行政からの助成内容についてちょっと伺います。近頃、子ども見守り隊などを通じまして、老人クラブの活躍が大変期待されております。これらの組織への公的な助成内容について、どのようなのか端的にまず、伺います。また、子供会、過去の私の一般質問で子供会への助成、教育長からあれば有り難い旨の答弁があったと思っておりますが、その後、検討されておられるのか、それぞれ伺いたいと思います。

議長（佐藤 悟） 健康福祉課長。

健康福祉課長（菊地平一郎） 2番議員さんにお答えいたします。

子供会等への直接的な助成というのは行っておりませんけれども、大玉村の青少年育成村民会議を通じて、各行政区ごとの青少年の健全育成活動に対して、助成というような形で行っております。また、老人会等への助成につきましては、連合会への助成、あるいは各単位老人クラブへの助成というようなことで実施している状況でございます。

議長（佐藤 悟） 教育長。

教育長（押山利一） 2番議員さんにお答えいたします。

助成があれば良いなというふうにお答えをいたしましたので、来年度に向けてどういう助成ができるか、教育委員会として検討してまいりたいと思います。以上です。

議長（佐藤 悟） 2番。

2番（押山義則） コミュニティスクール事業などの拡充強化にもつながりますので、よろしくお願いします。

次に、コミュニティ強化の関連から伺います。水環境保全事業についてちょっと伺います。この事業の目的の1つに、かつての隣組復活、地域コミュニティの確立等あったと思いますが、これまでの事業展開の中での成果をどうとらえておられるのかを

伺いたいんですが、この施策、地域によって参加、不参加の不公平もあり、規模内容についてもばらつきさがありまして、私は諸手を挙げて賛成とは言えなかつたんですが、地域によっては村支援職員の頑張りもありまして、スムーズな運営がなされている。更に、規模縮小はされましたか、2次の事業計画もスタートしたと聞いております。これまでの運営結果での目的達成、率直な感想をまず、担当に伺いたいんですが。

議長（佐藤 悟） 建設課長。

建設課長（菊地 健） 2番議員さんにお答えをいたします。

農地・水・環境保全対策事業でございますけれども、地域コミュニティの観点から申し上げれば、国、県、市町村からの交付金により行ってきた事業であります、今までの活動自体が行政の組単位であったものが、いわゆる活動の組織が農地のエリアのいう括りになっているという中では、新しい形での地域のコミュニティが生まれたのかなというふうに考えております。また、その規模も大小あります。取り組まなかったところもございますが、エリアの大きいところについては、それぞれみんなで共同してやると。また、2つの組とか3つの組が合わさってやったところもありました。やはり皆さんと同じような活動に取り組むということになれば、当然、みんなで共同してやっていく、それが前提でございます。そういう中では、新たなコミュニティスクールという点では、良かった事業なのかなというふうに考えてございます。

以上でございます。

議長（佐藤 悟） 2番。

2番（押山義則） この事業、確かに地域ごとそれぞれコミュニティの確立には、ある意味では役立っていると考えておりますが、先ほども言いましたが、やはり地域によっての規模の違いとか、内容のばらつき、参加できない地域との格差、この不公平感は否めないと私考えております。事業を継続できなかった地域は、今では草刈りもいたしません。逆効果ととらえているところもあります。どうともなりません。また、私はこういった事業というのは、少なくとも村としてのある程度統一した事業推進が必要ではなかったのかなと思っておるものであります。中山間地直接支払制度におきましても同様であります。逆に地域のコミュニティが壊れてしまった地域もあるように聞いております。私は、こういったもの全村、全地域平等な行政サービスが受けられるように願っておきたいと思います。村長、改めてこの辺りどう考えるか伺います。

議長（佐藤 悟） 村長。

村長（浅和定次） 農地・水・環境保全対策事業、この効果というものは、大変真面目に取り組んでいるところはね、如実に表れているなど。それから、先ほどもちょっとふられた中山間関係、これもそれなりの効果はダントツに挙げております。残念ながらやっぱり全村にこれを広げようということになりますと、やはり自主性をかなり推進はするんですが、自主取り組みのやっぱり意欲のほどかないと、これはやっぱりダメなんですね。行政の指導にもやっぱり限界があります。そういうことで、本村については前期対策では12活動組織、例えば良いことですから名前を言っても良いと思

いまけども、4区ですね。4区の取り組みなどというのは、これは際立って良かったんですね。こういう桜並木などというところまで発展をいたしました。これは県との関係で私も関わったわけであります、そういうところもあれば、残念ながら12活動組織から今度増えればこれ良かったんだけれども、なかなかやっぱり忙しさに追われているということで、地域の取り組みがちょうどしないんだと思いますね。9組織に現在は減ってしまったというようなことでございますので、やはりこういう取り組みをしなくとも、良い、こういう活動をしているんだと。だから、先ほど言ったように草刈りもしなくなつたと、こういうことでざいますけれども、こういうことはやっぱり自分の土地に面しているところの道路草ぐらいは、やっぱり地域住民として、これはやっぱり刈るとかと、こういうやっぱりひとつの啓発、郷土愛、こういう普及徹底というものは必要であるなというふうに考えております。

議長（佐藤 悟） 2番。

2番（押山義則） 正に村長のおっしゃるとおりなんあります。これは現実は、なかなか難しいというのが現状であります。できれば先ほどおっしゃりました支援職員、この支援職員の活動の強化が、できればそういう形で結びつければ良いなと思っております。この施策、地域コミュニティの確立には大変有効と考えられております。私は、更に踏み込んだ活用を望みたいと願っておきますが、今後の方針、村長どのように考えておられるか、改めて伺います。

議長（佐藤 悟） 村長。

村長（浅和定次） 私は、職員にお願いしているのは、良い仕事をするためには、村を知り、住民を知ることであると。そして、与えられたそれぞれのポジションの仕事をしっかりとやってくれないかと。そういうことでお願いをしておるんです。そういう意味で、それぞれの行政区ごとに職員を張り付けて置くわけですから、職員の皆さん方によって区長等と、この行政区をどうしたらよいか、今の現状実態はどうなのか。どういうところが、結局課題なのか、問題なのか。それを解決して前向きに進めていくためにはどうすればよいか、こういうことで住民と深く関わってくれないと。そうすれば、おのずと村を知ることができるだろうと。住民を知ることができるだろうと。そうすれば、村の公僕者として良い仕事ができるのではないかと。良いチャンスなんだから、ひとつ支援職員としてしっかりとやってくれないかと、こういうふうにお願いをしてあるわけでありまして、既に一生懸命取り組みをしているところもある。また、もう一つなどというところも、率直のところあると。今後はやっぱりそういう考え方でね徹底して指導をしてまいりたいと、このように考えております。

議長（佐藤 悟） 2番。

2番（押山義則） 有り難い答弁です。給料を上げてもよろしいですから、強化充実、是非よろしくお願いします。

このコミュニティ、この項目の最後の質問に入ります。大玉村の伝統と文化、歴史と継承の観点から様々なコミュニティ組織の育成へのための方法、方策について、どのように考えていらっしゃるか伺いたいんですが。私の身近なところでも、太

鼓台の運営とか、馬場桜保存会の運営とか、そういうものにおいて、役員の方々の苦労は大変なことがあります。何らかの形で行政の支援、協力が不可欠なものとなっております。村内にはそのほかにも田植え踊りとか、神楽のたぐいとか、地域に根ざした伝統文化の継承、また、先日の夏祭りの盆踊りの囃子の運営などにも後継者の必要性を訴えておられました。行政としての支援、檜枝岐の歌舞伎とか二本松の提灯祭りのような大げさなことは考えなくとも、積極的な支援の拡充を願っておりますが、村長、教育長の考え方、改めて伺います。

議長（佐藤 悟） 村長。

村長（浅和定次） 地域の伝統文化というのは、大切にしなくちゃならないなと思ってるわけで、今、具体的に出ました例えば太鼓台ね、こういうものは大変関心するのは、世代間の交流につながる。例えば高齢者も入っている。それから、働き盛りのそういう年代も入っている。それから今言った若連、こういう方も入っている。それに今度は太鼓打つのような子どもたちも入っている。これはやっぱり1つの太鼓台、祭り行事を通して、世代間のつながりというものをしっかりと持っている。これは大変なそういう意味での効果はあるなど。あとそのほか民俗関係の本揃の田植え踊りとか、あるいは神原田神社の十二神楽とか、そういうものもあるわけありますが、指定もしておいて、そして、それぞれに行政の立場としても支援をしておると。もちろん今のふるさと創生絡みの中で、そういうところに助成できる分野の予算措置をして、かなりの金額を支援するというのが実態であります。なお、具体的な関係等、直接担当の教育所管ということでもございますから、私が今答弁した以外の関係で、あるいは補足的な面で教育長の方から答弁をさせます。

議長（佐藤 悟） 教育長。

教育長（押山利一） 2番議員さんにお答えをいたします。

世の中のスタイルが変わってきまして、そういう大変昔から伝わっているものの継承が難しくなっているという現実がありますが、しかし、それは努力をして継続して伝承しなければいけないというふうに考えております。まず、具体的にお話のあった太鼓台なんかの場合も、当初の情熱がだんだん薄れてくると、たたく人も引き手もだんだんいなくなってくるという現実を私も見ております。これどう解決するかと言うことになると、やっぱり地域を挙げて、私一番の解決策は、地域でそれぞれの人たちがお客様を呼んで、昔ながら家の中でお祀りをすると。そして、飲んで、そして騒いで沿道に出て、多くの観客がそれを見るということになりますと、だんだん活性化していくんだなというふうに考えておりますので、そういう働きかけをどういうふうにしていくかということは、これから考えていかなきゃならないことだなど。そういうお話はしているんですが、沿道に人が出ないと、そこではちょっとやりがいがないと、悪循環になっているという感じもしております。行政の方としては、文化財調査委員会という組織で今までこういう伝統芸能とか文化を継承してまいりましたが、やはり専門的分野で限界があるということなので、皆さんに審議いただいて条例化をさせていただきました。文化財保護審議会という専門家の外部の専門家も交えた委員会を作

って、大玉のそういうものをどう継承したり調査していくのかということを提言を今、徐々にいただいているので、それを具体化をしていきたいというふうに考えております。それから、具体的な面として、民俗芸能については、田植え踊りは男性だけやってまいりましたが、ここに女性を加えることはどうかという提言をこれからしていきたいと。ただ、神楽は神様なので、ちょっと女性が入れるかどうかは私も断言できませんが、そういう形で広げていくと。地域も広げていくというようなことも、解決策の1つかなというふうに考えております。村内には歴史文化クラブというクラブもできて、新たにそういう団体もできて学習をしていただいて、図説大玉の歴史も発刊していただいたというようなこともありますので、記録保存、なくなってしまうものについては、やはり記録で残すというのも1つの保存継承の方法ですので、それも併せて検討してまいりたいというふうに考えています。以上です。

議長（佐藤 悟） 2番。

2番（押山義則） いろいろとありがとうございました。一概にコミュニティの確立と言っても、これ多種多様あります。教育でもコミュニティスクールの制度拡充が大きな目標あります。また、村内在住の富岡町が、タブレット端末を利用してのコミュニティシステムの活用を始めたと伺いました。新しい地域コミュニティの維持確立のあり方が模索されようとしてあります。ただいまいろいろ前向きな答弁をいただきました。様々な角度からきめ細かな施策の拡充を願いまして、この項の質問は終わりたいと思います。

次に、青少年のソーシャルネットワーク利用についてというテーマで伺います。何日か前のテレビで、社会番組の討論番組の中で、ネゲム依存症という聞き慣れない言葉を知りました。まあネットゲーム依存症のことなんですね。国内でも一般社会人も含む高校生、中学生、果ては小学生のたぐいにも見過ごせない状況になりつつある。至急対策、対応の必要性を訴えておられました。この頃、子どもの集まるところアイパットとかスマホとか、ゲーム機に一心不乱に集中している子どもたちを見かけます。情報化社会、新しいものへの迅速な適応性の必要は認めるんありますが、私も自分の孫などの様子を見ていると、異常なほどの集中で、逆に一抹の不安を覚えます。ネット社会の中では、大人も子どもも平等の扱いを受けます。利用方法を一步間違えると、とんでもない事態に巻き込まれることも、入り込むこともあります。ブログへの書き込みとか、メール、それからゲームのやりとり次第でいじめの世界に発展するとか、果ては登校拒否とか、引きこもりとか、家庭崩壊、そのような懸念が心配されます。村長、これらどのようにとらえているか伺いたいんですが、また、教育長にも、今、学校の現場でどの程度これらが利用され、どのような状況にあるか、また、問題は発生していないか、そして、教育委員会、学校でどのような対応をされておられるのか。更に、指導方針はあるのか、もろもろ併せて伺います。

議長（佐藤 悟） 村長。

村長（浅和定次） 科学技術に進歩というのは、人間社会が生活しやすくなる、良くなる、そういうことでなければならぬと思うんです。ところが逆に科学技術の進歩に

よって、人間社会が崩壊する。これは分かりやすく言えば、原発事故などというのも、そう言えると思うんです。どんどん作ってきた。事故起きた、その使用したもののが使用済み後の燃料をどこに保管するんだと。これはやっぱり科学技術の進歩、これは人間社会を本当に幸せにするための進歩だったのか。今言ったように、インターネットのようなものでも同じく言える。犠牲者が出てる。しかし、そういうものを取り組まないで良いのかというと、その辺にまだ難しさがある。だから、結論的には、やはり人間社会に幸せ感、生命が尊ばれる、そういうための科学技術の進歩、なお、その辺のバランスをきちんとやっぱりけじめをつけて、これは取り入れるんだったらば取り入れる。こういうことがやっぱり指導者には大切なと、そのようにつくづく今、原発事故等を踏まえて、毎日日々考えさせられているところであります。

議長（佐藤 悟） 教育長。

教育長（押山利一） 2番議員さんにソーシャルネットワーク利用についてということでお答え申し上げます。

まず、学校の利用状況ですが、学校はコンピュータ室にあるPCを使って情報化教育については学校内でやってあります。ただ、携帯電話等の持ち込み、ゲーム機の持ち込みは禁止ですので、基本的に学校でそういうのをする事はあり得ないと。持ってくれれば取り上げて、預かっておいて帰り返すということになりますので、基本的には今言われたネガーム、ネットゲームのものについては、学校外での活動ということになりますので、一義的に家庭の問題ということになります。じゃどうすれば良いんだと、放っておいて良いのかということにはなりませんので、学校としてはもう事あるごとに、子どもたちにネットゲームのやり方、時間を決めるとかですね、変なところにはアクセスしないとか、そういうことの教育は学校の中の情報教育の中で常日頃やっておりまし、親に対しても、保護者の皆さんへお願いということで再三出しておりますが、小学生を中心にやっぱりゲーム機で改善センターに来た子どもたちも遊んでいる子もいますが、5人がいれば5人でそれぞれ別々にゲームをやっているなどということもよく見かけますので、外に行って遊べということを言っているわけですが、これは教育再生会議の中で、親学、親を教育しないとだめだというような提案がなされましたか、文科省はそれは無理だということで、再生会議から取り下げましたが、私もやっぱり親学、これはネットをいじらなかった、コンピュータをいじらなかった親が、今、世代が親になったりじいちゃんになっているということで、どんどん進んでまいりますので、大人もついていけない状況と。ですから、学校としては是非親の方にも情報を提供しながら、中学校においては若干メールでの問題もありましたので、これについてもすぐに通知を出したり、お知らせをしたり、今度は外部講師を招いて、そういうネットの使い方、功罪についての講習会も行うということです。ただ、村長が言われたように、今の時代は情報化時代ですので、触るなどいうことはできないと。積極的に触ると。情報の正しい、正しくないということを見分ける選択能力とか、そういうものも逆に言えば教えながら教育して身につけさせるということも大切なふうに考えております。そういうふうにこれからも強く

進めてまいりたいというふうに考えております。以上です。

議長（佐藤 悟） 2番。

2番（押山義則） 我が村にも光ファイバー入りました。そのシステム加入で大人の世界でも、結局加入すれば300円でパソコンが買える、そんなコマーシャルさえあります。大人でさえそななんだから、なかなか大変なんですね。とにかくこのネット犯罪、様々な対策をしても追いつかないのが確かに現状だと思っております。些細なことでも刑事事件に発展するような、そういう時代であります。今後とも十分な配慮を教育側でもお願いしたいと願っておきます。

次に、有害鳥獣被害対策について伺います。今年は特に熊の出没とかイノシシの被害、更にハクビシン、カラス、サギの被害と、この鳥獣被害の深刻さが顕著であります。まず、単刀直入に実態、どのようななどの地域に何が起きているのか、また、対策の実施はどのようになされておられるのか、まず、担当に伺います。

議長（佐藤 悟） 農政課長。

農政課長（鈴木幸一） 2番議員さんに有害鳥獣の実態ということでございますが、特に今、2番議員さんからもありましたように、近年、ここ数年イノシシの被害が多発しているということで、山間部はもとより人家の近くまで出没して農作物を荒らしているというような状況でございます。また、熊についても住宅地周辺まで来て農作物を荒らしていると、人家近くまで出没しているというような状況にございます。

議長（佐藤 悟） 2番。

2番（押山義則） 対策の実施うんぬんのことは答弁なかったんですが、それは次の質問も併せてやりますので、そこで一緒にお願いします。この問題、確かに気象状況の変化とか、森林環境とか、生態系の変化に伴いまして、今や人里に熊が出没するのは、あちこちのニュースを見ますと当たり前のようない状況があります。おおたま広報でも、鈴を鳴らしてとか、ラジオ持参で外出などと、人間が檻の中で暮らすような状況になっております。いずれにしても、この事故とか被害の起こらない方策を考える必要があります。有害鳥獣の駆除、もっと重きを置いて対策すべきと私は考えております。駆除隊の組織拡充、充実は、当然養成も配備すべきと考えますが、当局の考え、それらを先ほどの対策の実施うんぬんのことに併せまして、改めて伺います。

議長（佐藤 悟） 農政課長。

農政課長（鈴木幸一） 2番議員さんにお答えします。

まず、有害鳥獣の対策方法ですが、現在のいわゆる対策につきましては、被害の状況を確認しまして、有害鳥獣の捕獲隊に捕獲をお願いして実施しているということでございます。現在、捕獲隊については15名お願いしているわけでございますが、年々いわゆる高齢化等により狩猟免許を持っている方が減少しているということでございますが、いわゆるこの充実等についてはなかなか県全体の中でも狩猟免許が5年前と比較すると40%減っているという数字も県全体の数字でございますが、それに反して、いわゆるイノシシ等の捕獲数については60%増えているというような、こういう現況の中で今般、国の方からいわゆる国の指針が改正されまして、有害鳥獣捕獲

における狩猟免許を有しない従事者等の容認という形で改正がなされたということで、その改正内容について若干申し上げますが、いわゆる1点としましては、地域ぐるみで捕獲を推進するため、狩猟免許を持たないものであっても、講習を受講すれば免許所持者の監督下で、罠による有害鳥獣捕獲が補助者として参画できるという部分と、2点目にしましては、狩猟期間以外であっても、狩猟免許を持たない農業者が自らの事業地内で箱罠によりイノシシ等を捕獲することを許可すると。3番目としては、狩猟免許を持たない者が、住宅地への被害を防止するため、建物内で小型の箱罠などによりハクビシン等を捕獲する場合は許可するということで、今般、この指針が改正されるということで、県におきましても、この改正した内容におきまして講習会等を実施して、狩猟免許を有しない者にあっても一定の条件で捕獲できるような制度の趣旨を図っていくということでございますので、本村においても、このような制度によって有害鳥獣の捕獲の推進を図ってまいりたいと思います。以上でございます。

議長（佐藤 悟） 2番。

2番（押山義則） そのとおりだと思います。ただ、私はもっと願いたいのは、もっと重きを置いて対処すべき、手遅れにならないようにしてほしいんであります。ちょっと私の近所の山間部に入りますと、もう畠全滅です。ちょっと阿武隈山系の地域に入れると、もう畠を堀で囲っているような状況とか、そういう状況の中でとにかく檻の中で人間が暮らしている状況に今、なってあります。ここもなりつつあります。やっぱりその辺ならないように対策を願いたいんであります。確かにこの狩猟免許を持っている方15名、8,500人の中で15名、これは多いか少ないかは分からんんですが、この銃社会というのは、あまり賛成できる、歓迎できない社会なのだと思っております。しかしながら、よその自治体なども、例えばある自治体は、役場職員の中に組織をしているとか、そういう自治体もございます。苦肉の策なんだと思います。でも、そこまでしないと、この有害鳥獣対策ができないというのが、現実なんだと思います。その辺りを決して手遅れにならないように、もっと重きを置いた対策を考えてほしいんですが、村長改めて伺います。

議長（佐藤 悟） 村長。

村長（浅和定次） おっしゃられるように最近はイノシシね、ハクビシン、それから熊、これ農作物等の被害、そしてまた人間に対しても危害という、そういう危険性が増えているわけでありますから、やっぱりなかなか先ほど課長から話あったように、現在の15名、高齢化になっておるしね、対応しきれない。もう1点は、やり力ないというか、熊獲ればある程度食べる楽しみあったんです。イノシシ獲れば、食べる楽しみがあったのね、仲間でね。ところが、今、これイノシシも熊も食べるわけにいかないんです。したがって、これよそもあれですけれども、本村においても、イノシシ1頭獲ればいくらと金をやっぱり払わざるを得ない。熊についてはまだ定めておりませんが、これも一定の金額をやはり払うようにせざるを得ない。それから、やはり私も役場の職員に、これチラシを出して、ひとつ獵銃を持って駆除隊になってくれませんかという性格のものではないんだわね。やはりそれ相當に吟味しなくちゃならない。危

険性もありますから。役場の職員にひとつならないかと言っているんだけれども、なかなかねなりわきしない。ところが北海道ね、最近の農業新聞見ましたらね、やっぱり女性はいざというときに立ち上がるんだね。北海道の何とかというところでは、女性駆除隊というものを立ち上げたんです。これはやっぱり我々の作物とか、そういうものをやっぱり守らなくちゃならない。これ農業新聞だかに出ておりましたから。だから、なんでかんで男でなくてならないということないんだね。これはやっぱり女性にもそれ相当の方に参加してもらうという必要があるなと。もちろん議員の皆さん方にも、これお願いできればなお結構であるなと思っているんです。とにかく今の被害がひどい。だから、これについては、今、前向きに一連の考え方を申し上げましたが、そういうことで取り組みを補助するとか、あるいは捕獲隊の確保の方策とか、先ほどはまた、講習を受ければ、地域取組については、罠の取り組みは可能だとありますね、いずれ被害防止というようなことで、前向きに取り組みをしていきたいというふうに考えております。

議長（佐藤 悟） 2番。

2番（押山義則） 今、村長からはイノシシ1匹何万円ですか、そこございました。結局例えは先ほど申し上げましたが、講習を受けければ結局捕獲の許可を与える。現実は既にハクビシンとか、そういうものはみんなそれぞれの家庭に罠をもってやっているのが、結局これが常になっていたんですか。その辺の指導は、行政足りなかつたと、私は逆に今、考えてあります。既に私の近所の家にもみんな罠があります。みんな畑に罠をかけてあります。やっぱり改めて講習などと言われるのも、ちょっと痛いです。ただ、その辺、先ほど村長からもちょっと話ありましたが、助成ですね。イノシシ1匹捕つたらいくらとか、そういうもの。そういう状況は分かっておりました。それから、この講習とかありますね、講習は有料ですか、無料ですか、その辺まで記載されておられますか、その辺改めて伺います。

議長（佐藤 悟） 農政課長。

農政課長（鈴木幸一） まず、助成の部分ですが、いわゆる今回の9月補正予算の中に、いわゆる有害鳥獣捕獲した場合の報償費については計上しているところです。また、イノシシによるいわゆるイノシシの被害を防止する面からも、電気の柵ですか、設置する費用の資材の助成についても今回の補正予算に計上してあるところでございます。講習会の関係で、いわゆる有料か無料かの部分でございますが、県ではこの講習会を計画するという通知は入ってございますが、具体的に詳しい内容等については、現在、通知されておりません。以上でございます。

議長（佐藤 悟） 2番。

2番（押山義則） 課長今、柵の設置とありました。すごく難しい問題なんですね。柵をやれば、全村する羽目になります。とんでもない数をやるような状況になります。あちこちの自治体伺いました。結局は最初やった人は、助成もらったやれるけれども、後の部分はできなくなります。そうすると、必ず不公平感が生じて大変なことになります。だから、その辺は慎重に対応していただきたいんです。結局被害あるところ全

部やっていったら、とてもじゃないが対応しきれないと思います。結局行政の不公平感が、また、広がっていきます。その辺は確かに柵は有効な策ではありますそれこそ。しかしながら、やっぱりその辺を慎重に考えていかないと、逆に今度はこっちはやった、こっちはやらない、その辺が出てきますので、その辺は十分な慎重な対応、とにかく気になる社会問題ですので、その辺積極的に、そして慎重にやっていただきたいと思います。そういうことであります。

最後の質問に入ります。原発事故避難町村の仮の町構想ということで伺います。大震災、そして原発事故直後に、ニュースとして中通り地方にエコタウンの避難者向けの高級住宅の建設をなどといった報道がありまして、私も過去の議会で、大玉村として対応あり得るのかと質問申し上げました。当時、村長の目指す9,000人、1万人の住む村づくりも夢ではないと申し上げました。村長の答弁は、故郷に戻ることが前提の避難だと。事態が確定した時点で、検討の余地がある旨の答えと答弁と記憶しております。さて、あれから1年半であります。およそその状況は理解できるのではないかと考えます。改めて村長の考え方を伺います。

議長（佐藤 悟） 村長。

村長（浅和定次） 仮の町構想の関係についての今、国とか、それからあと双葉地方関係、飯館も含めて9町村、真剣にいろいろと考えております。そういう中で、本村には富岡中心に、あとアパート等にはそれ以外の方も避難しているわけでありますけれども、今の富岡中心として、うちのほうに対する仮の町うんぬんという話は一切ございません。じゃ、あったらどうするんだと、あった時点で、これは十分あそこの土地の利用の状況等を踏まえて、やはり基本的には、これはやはり避難のそういう方々に対する協力、同じ県民としてね、できるところはしなければならないのではないかなど、いずれにせよ、その時点で議会等とも十分相談をいたしたいと、このように考えております。

議長（佐藤 悟） 2番。

2番（押山義則） この仮の町構想ですか、とらえ方によっては、大玉村の将来大きく変わってきます。確かに政治力の伴う問題でもあります。ただ、よく見ますと特典付きの施策もあります。様々な観点から評価しなければならないと私も思っております。ただ、大玉村福島市、郡山市の両極の中間に位置しております。いろんな意味からも可能性なきにしもあらずであります。この仮の町の認識、それにこだわらずに大玉村の住民として、例えば先ほどの定住促進施策と併せて、大玉村の住民として迎える姿勢があり得るのか、これ村長の確固たる考えを伺いたいんです。

議長（佐藤 悟） 村長。

村長（浅和定次） これは前にも答弁したとおり、やはりふるさとに対する思いは一番強いと思うんです。しかしながら、そういう中にあって、経過することによって、考えも現実を踏まえて変わる方もいるでしょう。そういうことで、ただ、やっぱり避難を受けている大玉が、そういう方にね積極的に大玉にななどということはやっちゃならんと思っております。やはりしかるべきときには帰ってくださいよと、そういうこと

で協力しますよと。ただ、あのようになって、今度いわきの方にも一部移すことになったわけですけれども、その後のあそこの土地利用をどうするかということについては、あのような住宅造成のような形になったわけでありますから、そういう意味では、やはりそれ相当のあそこのところはやはり住まい、こういう位置づけをもちろん議会等にも相談をいたしますが、そういう位置づけをして、あの辺のやっぱり活性化を図るべきであるなど。一番は間違いないのは、人に住んでもらう、こういうことに位置づけはしていきたい。ただ、避難の方に積極的にということは、やらない。これはやっぱり人間としてやってはならないと思って考えております。

議長（佐藤 悟） 2番。

2番（押山義則） 村長の答弁は分かりました。ただ、現実問題として、結局今、県内の避難者数が10万人超えています。それから、県外に避難している人も6万人から7万人いると伺っています。そういう状況の中にありますて、中通り地区、福島県の姿として、やっぱりそういうある程度の受け入れ体制も私は必要なんではないかと考えております。私はこの仮の町といった構想、そもそも受け入れ自治体に対して全く失礼な話と私は思っております。同じ区域内に住民サービスの異なる地域の存在などあり得ないし、先ほどの私から何度も申し上げてありますこの地域コミュニティの問題からしても、難しいものがあります。その地域に住むということは、あくまでも永住を目指して住んでもらう、それが集落のあり方だと私は考えております。今は永住さえ目指しても、この核家族化の影響で1世帯で終わり、団地内の中にも住宅の無人化が進んでいる状況なんあります。そういう状況にあります。そんな意味合いからも確固たる村としての方向性というのは、村民にも分かりやすい形で示してほしいと私は思っておりますので、その辺よろしくお願ひします。今回、社会不安をテーマに質問申し上げました。細かいことも申し上げましたが、要は誰もが安心して暮らせる住みやすい大玉村であってほしいといった願いあります。大玉村農業を営む人も、それから老人も児童も子どもも不安のない健康で明るい大玉村の住民でいられるよう、そう願いまして、私の一般質問を終わります。どうもありがとうございました。

議長（佐藤 悟） 以上で2番押山義則君の一般質問を打ち切ります。

議長（佐藤 悟） ここで暫時休憩いたします。再開は午前11時25分といたします。
(午前11時06分)

議長（佐藤 悟） 再開いたします。（午前11時25分）

議長（佐藤 悟） 9番佐原吉太郎君より通告ありました「脱原発に代わる安全なエネルギーを村としてどのように取り組もうとしているのか、これらについて」の質問を許します。9番。

9番（佐原吉太郎） 議長の命によりまして、一般質問を行いたいと存じます。

まず、本題に入る前に一言述べさせていただきたいと存じます。

大飯原発が再稼働されたことに対して、全国民の約 80 %が再稼働に反対。また、同日になりますが、総理大臣の官邸前で脱原発のデモが行われています。そういうことで、再稼働、エネルギーを確立することが、原発ゼロという目的を達成できるわけあります。今、国会も空転続きの状況であります。また、最近、非常に台頭している維新の会に国民の関心が高くなり、期待感が大であります。国そのもの全く手の内を変えるということが、国民にとって、今までの政治では改革できないという不信感から橋下市長が掲げる維新の会が国民を引きつける要因になっているわけであります。私も同感であります。まず、皆が我々も含めて代表になる者は、身を切って取り組むことがこれから求められているのではないかと、そういうことで一生懸命とにかく我々頑張って良い村を築いて、そして、安心したエネルギー供給をやらねばならない義務があると、そういうことで今回、一般質問を行いたいと存じます。

まず、本題に入りたいと存じます。まず、1件目であります、国は再生エネルギーに予算計上したが、村としては、その活用が大事であろうと思っております。村長は、これらをどのように活用しようとしているのか、まず、お尋ねしたいのであります。まず、その1点をひとつよろしくお願ひします。

議長（佐藤 悟） 村長。

村長（浅和定次） 福島県の方向づけの中にも脱原発、復興再生のためにエネルギー政策は、再生可能エネルギーということを掲げてあります。私たちの考え方としましても、本当の復旧、復興、これはやはり県の計画と同じ、やはり再生可能エネルギー、こういうことでやっぱりエネルギー政策というものを前向きに取り組んでいかなければならぬなというふうに考えております。

議長（佐藤 悟） 9番。

9番（佐原吉太郎） 全く同感であります。村長が、そのような考え方であることを安堵したところであります。そういうことで2点目ですが、大玉村には大きな河川、3河川があるわけであります。その水力発電としての立地条件が非常に良いわけで備わっているわけであります。村長は、どのようにこの備わっているものを利用しよう、そして、次の世代に残すエネルギーを構築していくのかということをまず、お尋ねしたいのであります。

また、昨年、実は産業厚生委員会として鹿又発電所を視察したわけでありますが、私ちょうど都合がありまして行けなかつたんですが、資料を見せていただきました。これは砂防ダムを利用した最大で 960 キロワット、年間 490 キロワットの電力を生み出すと。そして、約 1,400 戸の電力を賄えると、そういうことであります。しかし、私の考え方であります、これより小さな規模の水路を利用した電力の活用がまず可能かどうかですね。そして、研究、調査する必要があるのではないか、そう思う1人であります、その点、村長はどのように考えておられるかをまず、お聞きしたいのであります。

議長（佐藤 悟） 村長。

村長（浅和定次） 数ある再生可能エネルギーの資源として、第1、やっぱり水も非常

に大切だと思っております。大玉村は、安達太良の水を適當な傾斜でもって流れておる、そういう河川に恵まれている地の利でありますから、そういう意味で水力発電、その規模にあった水力発電はどうかなどと、これらについて今、進めておるわけであります、なお、具体的な事務的なこと関係でかかっていただいておりますので、詳細については担当課長の方から答弁をさせます。

議長（佐藤 悟） 企画財政課長。

企画財政課長（武田正男） 9番議員さんにお答えいたします。

小水力発電、過去にも村の中にそういう水力発電所があったということなども踏まると、ある程度の立地条件は備わっているというふうに判断いたしました。昨年度来より、この可能性の有無について、山梨県の都留のほうに視察を行いました。それから、福島県が出資しているN P O 法人超学際的研究機構の支援を受けまして、導入可能性について現在まで調査を進めてまいりました。このうち可能性ありということで、2か所ほど現在、選定しております。この2か所について、9月から県の再生可能エネルギー事業可能性調査補助金、この内示を受けました。この補助金の事業に基づきまして、現在この2か所について流量の測定でありますとか、想定発電量の調査、これらに現在、着手してあるところであります。以上です。

議長（佐藤 悟） 9番。

9番（佐原吉太郎） そういうことで取り組んでいるということでございますが、これ例えば鹿又の場合ですね、砂防ダムを利用したんですね。それで、約17億円かかっておるわけですね。そういう、これから大きなそういう投資でなく、やはり小さな投資で最大限利用できるという、そのどんどんこういった再生エネルギーに対していろんな会社も積極的にこれを売り出そうとしている要するに会社があるわけでありまして、私もちょっと調べてみましたが、飯野町にあるようですね。飯野町の元東北電力のまあ技術者、私行ったことないから分からないんですが、そういうことで売り出しているようあります、それは会社があるということは、生産しているということは、どっかで利用しているわけですね。そういうところを的確にとらえて、やはりこういったものを最大限利用することが今後、脱原発という1つのあれにつながるわけでありまして、村でももちろんこれに力を入れてほしいと、また、力を入れているようあります、もちろん国も県もですねやはりこれを何を言ったってもう原発をなくすということであれば、どんな皆さん知恵を出し合ってですね、そして、再生可能エネルギーを生み出すということが、これは大事であろうと思っております。そういうことでひとつ行政も本腰を入れて、取り組んでいただきたいと思っておる1人であります。

それで3点目でありますが、同じことでありますが、さっき小規模と申しましたが、やはりこれからは集落ごとの電力というものを可能と私は考えておるんですが、ただ、それは技術的にどうであるかということは、私は全く分かりませんで、これからそういうものを知恵を出し合って、いろんな化学者とか研究者があるわけで、そういう方々と連携しながら、それを最大限に利用するという取り組みが必要であると思って

ある1人でありまして、村長はこの点についてどのように考えておられるか、まず、お聞きしたいのであります。

議長（佐藤 悟） 村長。

村長（浅和定次） とりあえず今、2か所について、これを超学際の仲立ちによって今、それぞれ本格的に流量の計算等に着手をしているということで、それをとりあえずということで手を挙げております。そうしたことを踏まえて、今度は小水力ね、正に小水力、これかなり大玉村には高いところから低いところに流れている河川がありますから、こういうところを活用した極端に言えば水車方式でね、歯車をかみ合わせて回転をさせいで、そして、これダイナモを付けて電気を起こしているわけですから、だから、そういうことをやっぱり1つの2か所を中心に基本をつかめば、こうした基本を踏まえて、それぞれの適地にこれは増やしていきたいなというふうに考えております。

議長（佐藤 悟） 9番。

9番（佐原吉太郎） 先ほどもちょっと申しましたが、やはり飯野町のタービン、その小規模なまあ私も行ってみないんですが、やはりそういうものも役場として、是非向こうに行って、社長なりとお会いしながら、どういうタービン、どういう例えば鹿又みたいに1,400戸を賄う電力でなく、その10分の1とか30分の1とかね、そういうものをやっぱり落差を利用したなんか聞いてみると、200ミリくらいのパイプでね、今、村長さんがおっしゃるとおり回すんだそうです。そうすると、うんと電力が結構例えば100戸単位くらいな電力が賄えるとも私聞いてあるんですが、それも私確かめたわけではございませんので、是非ともそういうものを参考にしながら、ひとつこれに着手していただきたいと思っている1人であります。

それで、4点目でありますが、福島県が災害地として逆行をチャンスとすることが、孫、曾孫のために我々が責任を持って脱原発を全国に発信するということが義務であろうと思っている1人であります。それはまず、再生可能エネルギーをどのように引き出し、そして、その地域が開発可能なエネルギーを掘り起こして、全国にまた、地方からエネルギーを生み出し成功することは、脱原発につながるわけであります。そういうことで、やっぱり地域も今、新聞、それからマスコミを通じまして土湯が今、砂防ダムを利用した水力発電で賄えるような再生エネルギーをしたい。あと地熱ですね、あそこはもちろんここよりも火山が活発なところでありまして、それらもこの間テレビ等々でおっしゃっておりました。それを今度機に今言う観光誘致をしながら、そして雇用を生みながら拡大を図りたいという考え方であります。それぞれ地域がそのように努力しておるわけでありますので、あと村長にお聞きしたいのは、私電力のことを申しました。その他の再生エネルギーについて、どのように考えておられるかをまず、お聞きしたいのであります。

議長（佐藤 悟） 村長。

村長（浅和定次） 再生可能エネルギーで1つは水力ですね、水の利用をこれは真剣に考えていこう。それから、もう1つは、除染を絡めて、要するに資源化しよう、森林

ともね。そして、森林の汚れたものをよみがえらせる。こういうことで木質バイオマス発電、これはやっぱり考えていく必要があるなというふうに思っておるんです。これも近々そういう検討する機関に検討してもらうようなことにお願いしたいと思っているんです。それからやっぱり太陽ですね。太陽のこれは今、民間で進出をするということで、今、民間で計画されている企業もありますけれども、あと個人の家庭でもかなり増えています。そういうことで、やはりあまり原発頼り、特定の電力会社に頼らないで、自家賄いをするようなことを普及していく必要があるなど。それと、太陽光のある程度の企業等も活用した電力、こういうこと。そのほか今言ったように地熱関係、これは本村にちょっと適しないというふうに考えてあります。それから風力もありますがね、風力も過去に調査した経過があるんです。風力もこれはちょっと本村には適しない。ということを考えますと、やっぱり水力、それから大きくかなり計画では電気を起こすことができるは木質バイオマスだなど。雇用にもつながる。汚れた森林をよみがえらせることができる。この木質バイオマス発電ね。あとはやっぱり太陽、こういう3つが再生可能エネルギーとして大玉の場合は、これからやっぱり徹底して普及していく必要があるなというふうに考えてあります。

議長（佐藤 悟） 9番。

9番（佐原吉太郎） 村長はそれぞれお答えいただきましたが、全くそのとおりであります。やはりこれ福島県は原発が現に起きた県であります、やはりそれを何がなんでもこれを次の世代に安全、安心なエネルギー供給こそが、やはり我々が一番今現在ね置かれる立場なんです。それをやはり常につないで、そして、安心、安全なエネルギーの供給を我々は責任を持って、ここでどんなにお金をかけても良いですから、いろんな知恵を出し合って結集して、そしてこれを達成されることが福島の再生につながると、私はそう思っている1人であります、是非ともそういうことで行政一体となって、我々も当然でありますが、いろんなそれぞれの地域に行って、そして、大玉村の電源を100%供給できる再生エネルギーを1日も早くやっぱり達成し、そして、後世に残す義務があると、そのように思っている1人であります、是非ともそういうことで力を合わせてやりたいと存じますので、その点も含めて村長に再度力強い考え方をお聞きして、一般質問を終わりたいと存じます。

議長（佐藤 悟） 村長。

村長（浅和定次） 20世紀は東京に240キロの送電線でね第1、第2原発で約30%、これ原発で送ったんです。240キロも離れた送電線でね。やっぱりこういう事故が起きたんですから、これからは再生可能エネルギー、先ほど言ったように水力、それからあとは森林もこれ大玉は国有林が3,000あるんです。民有林2,000町歩あるんです。66町歩でも30年間、これやれるだけの年間ね、そうすれば30年切ったところ植えれば、30年でこれは結構大木になるんです。だから、そういうことを考えると、これはやっぱり木質バイオマス、これで相当の電気を起こす。それから、あと先ほど言ったように太陽光。だから、240キロも離れたところに電気を起こすのでなくて、今度は地方にはそういう電気を起こす資源があるんだと、再生可能

エネルギーの電気を起こせるんだということになれば、今度は企業はむしろ今後は電気のあるところに来ると。大玉にもじゃそういう電気があるのかと。そこでまた、そういう仕掛けをすれば自前の電気を起こせるのかと、こういうことで 20 世紀は都市部中心に全部行った。電気もそうやって送った。今度は地方はそういう再生可能エネルギーの資源を利活用して地方に電気を起こす。そうなれば、今度は企業も張り付いてくると、こういう 21 世紀の姿にしていかなくちゃならないなというふうにこれを機に正に逆境をチャンスに、そして、あと何年か後にああいうことあったけれど、こういう今、姿になったんだなど、こういうことにやっぱり進めていかなければならぬなというふうに考えてあります。

議長（佐藤 悟） 以上で 9 番佐原吉太郎君の一般質問を打ち切ります。

議長（佐藤 悟） ここで昼食のため暫時休憩いたします。再開は午後 1 時 30 分といいたします。（午前 11 時 46 分）

議長（佐藤 悅） 再開いたします。（午後 1 時 30 分）

議長（佐藤 悅） 一般質問の前に、教育総務課長が公務のため欠席しますので、ご報告いたします。

それでは、7 番佐藤誠一君より通告ありました「原発事故関連について」の質問を許します。7 番。

7 番（佐藤誠一） 議長の許可を得ましたので、既に通告しておきました原発事故関連について質問したいと思います。

まず、はじめに、今年の夏は 7 月末から雨無しが続きまして、雨が降ったのは 8 月では 2 日、3 日ということで、50 日間も雨が降らないというような状態でございます。特にこういうときには、天気の良いときには虫が多く発生しまして、果物、米にもこれから出るであろうというカメムシが非常に発生しているようでございます。私も果物を作っております、ほとんどお盆からの果物はカメムシが刺すんですね、果物を。穫ってきたときは良いんですけども、2 ~ 3 時間過ぎるとすぐそこが黄ばんでしまって、ゆくゆくは腐るという病気になってしまふんですけども、非常にそういった被害が出ているというのが現状でございます。水田においても、今後、水不足による高温障害、更には今言ったカメムシの異常発生による被害が出るであろうと予想されているところでございます。

それでは、本題に入りたいと思います。原発事故関連についてでございます。既に我が村においても、除染については建物、特に家屋、納屋等を含め、また、草地等の除染も徐々に進んでいるところでございますけれども、政府は 7 月の末まではガイドラインでは住居から 20 メートル以内で定めた範囲を超える広範囲の森林の除染が不可欠という声が挙がっているにもかかわらず、いぐね等の家屋から 20 メートルの範囲だけで終わらせようとしていたわけです。それには、やはり一番にはこの予算とい

うものがあったそうですけども、森林関係者の声が大きくな上がりまして、特に森林に携わっている人においては、県の面積の7割はこれ山林だそうです。特に中山間地の多い福島県では、山と農業との生活が一体となっており、震災、原発の事故の前の生活に戻るには、森林の除染が不可欠だと。また、森林は特に水源を源にしているということございまして、飲み水も森林から持ってきているというのも大きな原因になっておりまして、是非とも森林の除染はやってほしいという声がありまして、急ぎよ7月末に政府は森林除染は実施するという中間発表をしたわけでございます。ところで、この森林除染について、本村としてはどのような考え方を持っているのか、まず、お聞きしたいと思います。

議長（佐藤 悟） 住民生活課長。

住民生活課長（武田孝一） 7番さんにお答えいたします。

今、森林除染もやるというふうなお話になってますが、正式にはまだガイドラインでは登載になっておりません。したがいまして、どのように進めるかという方針については、現時点での除染のマニュアルに従って森林除染も考えていくというふうにしております。今、お話があったように、住宅周辺の森林については、住宅除染と同時に実施しております、今後もそのように進めていきたいというふうに思います。あるいは、住宅地内にある神社等についても、住宅除染の進行を見ながら実施してまいりたいというふうに思います。今、お話になった森林については、例えばフォレストパークのような人が利用する公園等の森林については、拡大しても良いよというのが今の段階であります、森林全体に範囲を広げるという方針は、最終的な決定には至っておりません。

議長（佐藤 悟） 7番。

7番（佐藤誠一） 村長に伺いたいと思いますけども、村長はこの森林除染についてどのような考え方を持っているのか、まず、伺います。

議長（佐藤 悟） 村長。

村長（浅和定次） 最終的には森林をやらなければ、決して良い環境にはならない。ただ、森林全体をと私は言っているのではないんです。要するに生活圏域に影響するところ、こういう範囲についてはやらなければ、これは良い環境ということにはなりませんよということで、そのじゃ考え方はどうだということであります、独立行政法人の森林総合研究所というところがあるんです。そこで去年の9月に調査したんだね。たまたま川内村と大玉と只見町をやったんです。1平方メートル当たり川内村は138万ベクレル、大玉は8万から12万ベクレルと、それから只見町は2万ベクレルと。これを見たんで、私はピンとこない。どういうふうにして1平方メートル出したかというと、土、土壤の汚れとか、葉っぱの汚れとか、樹皮の汚れとか、そういう質量を結局量的計算をして、面積に換算して出したんだね。1平方メートルだから8,000万から12万ということは、一反歩というと大玉は8,000万から1億2,000万ベクレルなんだよね。そういう森林の汚れだと。現実的には分からない。そこで、一番分かりやすいのは、内部被曝関係の食料、現在の見えている杉とか、こういう葉っ

ば、これを食べ物と同じように1キログラム当たりセシウム134と137がどのくらい入っているかということを調査したんです。そしたらば、これはそれぞれの箇所で大変な数字なんだなど。100ベクレル超えたものは食べられないということありますから、それが例えばセシウム137が5,442とか、あるいは2,434とか、あるいは2,456とかと、要するにこれ30年間、まあ5~6年で葉っぱは更新しますが、それが落ちても何も構わなければ汚れたままである。それから、こういう田舎というのはいぐねありますから、このそばに白菜も作る、キャベツも作る、日々食べているものこれ作っているわけだわね。結球のようなものは、一定の期間内に何回雨風にあうか分からない。風が吹けば、これはそういうところに落ちる。5,000ベクレルを超すようなものが、10%例えば風吹いて、雨でこれ落ちた場合には、500ベクレルの上が下に落ちることになる。そういうことで、結局は空間線量が低くとも、現実にはそういうことであれば、そういう危険物をそばに置いて良いわけではないべと。住宅から20メーターということに言っているけども、そういうわけはないべということで、例えば牧草も今一生懸命除染やってもらっている。牧草の周辺、林になっている。それが落ちれば、それを今度やったんだからといってそのままくれる。そしたらば、これは基準をはるかに超えたものを牛にくれることになることだってあっべと。そこには住宅があるわけでないべと。だから、そういうものを全体的に見て、影響度合のあるところは、除染の対象にしなくちゃしょうがないべということで、これ私の県の森林除染の推進協議会長をやっておりますから、これは先月の8日、こういう表を持って環境省の南川事務次官というのと、これ各団体も行きましたから10団体私代表して、私が話をしたんです。空間線量そのぐらいなら影響ないですよというようなことを言ったから、今言ったような論理を話して、そういうわけないべと。そしたら黙った。その後、今度内堀副知事が8月15日、お盆だけれども、今度また追っかけて行ったんです。私にも行ってきた感触、電話をよこして聞く、また、自分も今度は行ってきた感触を8月16日に内堀副知事が私によこした。そういうことで、その後、どう進展しているか、ちょっと県も本気になってもらわないと困るということで、実はこの議会の開会の前9月6日、そういう対国の関係等については内堀副知事がやってありますから、その後どうなっているんだということで、私も森林の汚染の状況マップを作ったのがあったので、これこういう状況だと話をしました。7日、議会の初日、これは始まる前に畠農林水産部長から電話があって、そのときの言葉だと、ちょっと考えてくれているようだと。今月の19日に、9月の19日に森林の踏み込んだガイドラインの1つに載せる、そういう指針が示されるようだと。そういうことで、畠農林水産部長から連絡がありました。実はどうもこういうことで、実は9月24日、また国のはうに行く予定をしていたんです。ところが、19日に一応そういうことで出されて、その結果を踏まえて、そして、検討も含めて森林除染関係について、それからまた国等に要望をすると。こういうことで、19日を実はどういうふうなものが示されるのか、今、関心を持っているところであります。したがって、最終的には、この森林をこのまま野放しにしておく、誇れる縁がこういう状態になって、まあ

これは専門家に言うまでもなく、汚れたものは、これはびだびだびだ風が吹けば木村真三先生あたりは100メーター飛ぶとこう言っているわけですから、そう言えば風の状況によっては飛ぶというようなことがある。だから、生活圏域に影響ある地域については、これはやっぱり対象にする必要があるんじゃないかと。そうすると、当然そこにいろいろあるわね。低いところもあれば高いところもある。私手元に持っているだけでも、相当差があるんです。だから、厳密に調査をして、そして、一定のベクレル、例えばセシウム137の1,000ベクレル以上はどうする、2,000ベクレル以上はどうする、3,000ベクレル以上はどうする、4,000ベクレル以上はどうする。ということは、どうするというはどういう意味かと言うと、枝打ちで済むのか、あるいは間伐をしなくちゃならないのか、あるいはこここのところは皆伐一時するということも出てくるだろうと。そうなると、その必要性があるということになると、今度はいきなりそれをどうするかという問題が出てくる。それだけの大量に出たものをどうするという問題も出てくる。そうなれば、今度は仮置きというようなこととか、あるいはいろんな問題が出てくるので、そこを早急に今のガイドラインであるところは急いでやってくれと。そして、あと第2弾、3弾で、そういう強いところから、これはやはりバイオマス発電、資源化する、こういうことを避けて通れないだろうと。今は煙突からはバグフィルターでもってセシウムは放出しませんから。灰は、その代わり濃度になります。灰は、やはり基準に基づいて、しっかりと保管するところは必要、空気中に飛散するようなことのないような保管法で保管せざるを得ない。とにかく森林、これは避けて通れないなど。最終的には、これはやっぱりやらなければ、絶対住み良い地域ということには回復できない。そんな思いで今、いろいろと国とか県等にも森林関係についてはやりくりをしているという一端などをこう申し上げましたが、そんなことでこれからやっぱり進めていく必要があるなど。ただ、19日の出てくるのがどの程度出てくるのか。なんとかまあまあというのが出てくるのか、これではだめだということになれば、今言ったような考え方で、また、これは運動の展開をしていかなければならないと、そんなふうに考えてあります。

議長（佐藤 悟） 7番。

7番（佐藤誠一） どうもありがとうございます。村長の今のまとめていきますと、生活圏域の中においては、森林を含めて除染をしていく必要があるということと、森林はこれ膨大、村でも何千ヘクタールもあるということで、前質問者においても、30年間かけて間伐するんだと。それをバイオマスによって新エネルギーに変えていくんだという話もされておりますけれども、やはり専門家なり、今、報道において非常に問題になっているのは、やはり家屋を含めた建物の汚染、その周りの汚染の除染は必要性はあるんですけども、やはり森林の除染をなくして環境は良い環境が出てこないということが盛んに言われているわけでございます。まだこれガイドラインのために村の方針も決まらない。村長の話では、9月19日以降にならなければならぬということでございますけれども、常々当局は村は山林に囲まれて一部平坦地もありますけれども、我が村は林業で生活している家はほとんどないわけでございますけれども、

環境としてはもう国有林も含めて山林があるんだと。そして、この除染なくして、村長曰く絶対的住み良い場所はあり得ないんだということでございますので、このもう一度範囲がどのくらいなのかということで、まずはじめに、いぐねを含めて20メートルということでございますけれども、20メートルの除染したってすぐ戻ってしまうという話、現場で働いている人もいるんですよ。2~3日で行くと元に戻ると。やっぱりそういったことを言われますと、ああそうなのかなとこう信じてしまうのが常々なんですけども、もう一度伺いますけども、もし方針としてきちっと決まってくるわけでございますけれども、ただ、範囲は少なくともやっぱり全体にこしたことございませんけども、これ予算の絡みもありますけども、村長どの程度に思っているのか、まず、伺いたいと思います。

議長（佐藤 悟） 村長。

村長（浅和定次） 先ほど課長から話がありました。現在のガイドラインでは住宅から20メーター、そして5メーターの枝打ちをすると。そして、落葉をさらうと。これが現在のガイドラインですから。これを超えたものは認めていないわけですから、やるとすれば自前で金を出さざるを得ない。だから、ガイドラインに登載してくれと、先程来から私が何回も言っているのは。こんなことで済む問題ではないんだぞということをこれ言っているんです。だから、多少考えててくれているようだから、今月の19日には、そういう国もちゃんと方針出すようだということだから、それがどんなふうに出てくるのか。満足でなければ、こんなことではだめだということになれば、これからやっぱりどんどん国にもの申していくかなければならないと。これはやっぱりやるのとね、あとは原発の被災、これをやっぱり住み良い環境にするために、そういうことでそれを資源化するバイオマス発電と言ったら、これ頼むのに金がかかるわけです、発電とか言っても。そういうのはやっぱり復興予算、原発によってせざるを得ない除染、それを資源化して、結局この電気を起こすんだと。だから、そういうのを復興予算の中で振り向けてくれると、こういうことで我々は考えて今、運動しているのだが、なかなか復興予算も肝心要の福島とか岩手とか宮城県でなくしてね、他県にかなり行っているんだわね。最近、明らかになったんです。だから、国は何をやっているんだと。本当は東日本大震災で取った復興予算なんだと。それが多額の予算が他県に行っている。こういうこともやっぱりちょっと詳しく調べ上げて、これは筋が違うんじゃないのかと、こういうことをちゃんと我々がこういうものを資源化するんだからバイオマス発電とか、そういうものに対する経費を復興予算で寄こせと。これは原発の被災の地域だべと。除染をするために資源化するという考えなんだべと、こういうことでこれをがんがん本当は声を挙げていかなくちゃならないんだが、ちょっと声の挙げ方が福島県はもう一だなということでいうことで、これ大変残念だと思うんだよね。これはねやっぱり県議会もあるんだし、県にもそれぞれの執行の立場もいる。あとは県選出の国会議員も野党もいるわけだ。まあもう少し何とかならないのかなど、こう私は直接いろいろ接している立場なものだから、非常にちょっと忍耐強いとこう評価を受けているようですが、大変そういう面では、こういうことでは福島県

は本当に守れるのかと憂うるところがありますね。そんなことでいずれ大玉村については、できるだけこういう調査を踏まえて、これは誰のためでもない住民のためなので、これはやっぱり最大の努力は、いずれにせよ、しなくちゃならないなというふうに考えております。

議長（佐藤 悟） 7番。

7番（佐藤誠一） 村長はこれ森林協会の県の会長をしていると聞いてありますので、是非そういった今、論じたものを国なり県に届けてほしいという要望を出しておきます。また、ある農林関係者によりますと、どうしても金がかかっちゃうですから、費用対効果ということで論じてしまうということは、決してなってはならない。これ悪いには東電ですので、東電にはどんどんもう補償なり賠償なりしてもらう必要性があるんですから、その辺はやっぱりかかった金は東電に出してもらう。こういったやっぱり方針の下にやっていかなければならぬと私は思いますので、強くこの要望を重ねて申し上げて、この質問を終わりたいと思います。

次に、肉農家に対する賠償の支払いの遅れについて伺いたいと思います。私も農業新聞を取っているので、私かつては畜産農家やっていたんで、今、それちょっとやめてからあまり興味なかったんですけども、畜産農家によりますと、肉用牛の農家賠償の支払い遅れが農業新聞に出ておりまして、現在、賠償を求めた額の50%きり支払われていないということが言われておりますけども、この実態はどうなっているのか当局に伺いたいと思います。

議長（佐藤 悟） 農政課長。

農政課長（鈴木幸一） 7番議員さんに肉用牛に対する賠償の支払いの遅れということでございますが、農業関係の損害賠償については、JAグループが委任を受けて請求の窓口となっているということで、農協のほうに請求額、支払額の照会をしたところでございますが、それによりますと、本村の畜産関係全体で申し上げますと、請求額が8,089万9,000円に対して支払額が5,440万1,000円と、支払率で申し上げますと67.2%ということで、うち肉牛については2,589万7,000円に対して、支払額が1,130万3,000円。支払率で申し上げますと43.6%ということで、今までの肉牛の数字については、請求については昨年の6月から今年の8月まで行っていますが、肉牛の数字については部門別に今年の3月から部門別に請求したということで、先ほどの数値については本年の3月から8月までの数値であります。以上でございます。

議長（佐藤 悟） 7番。

7番（佐藤誠一） 課長からの答弁で分かったわけでございますけれども、何分にもそれでなくとも畜産農家は自分で作ったエサくれないということで、もう自給率0%なんですね。もう草は買ってくれるし、配合肥料についてはもちろん買って自給率0%。養豚農家0%の農家も多くあったと思いますけども、畜産、特に和牛生産農家なり酪農家においては、自分で作った草をどんどんくれて、自分でいくらでも経費を下げるというふうな方法を取っておったわけですけども、これができないというこ

とでございますので、もう一度伺いますけども、この100%という比率になる可能性はあるのかないのか当局に伺っておきます。

議長（佐藤 悟） 農政課長。

農政課長（鈴木幸一） 7番議員さんに先ほどの支払率の関係でございますが、農協の方に問い合わせたところ、いわゆる残額、先ほど申し上げました肉牛部門ですと、支払率が43.6%ということでございますが、残額の支払時期については、東電より明確な回答は得られていないという現状でございます。

議長（佐藤 悟） 7番。

7番（佐藤誠一） 本当に極論を申し上げますと、東電もこれ国の金2兆円借りたんだかもらったのか分かりませんけれども、国では貸したというような形で東電にもう既に1億円預けておくんですけども、この金だって底をつくということはあり得るわけでございますので、賠償補償については期限があるのかないのか、今後5年、10年続ける金があるのかないのかということも、極論として私聞いているんです。そういったことがいつまで続くのか、分かっている範囲で当局はどの程度把握しているのか、その補償について伺いたいと思います。

議長（佐藤 悟） 農政課長。

農政課長（鈴木幸一） 7番議員さんに農業関係、特に畜産関係の補償関係、今後の請求については続くのかということでございますが、いわゆる畜産関係については、今現状では牧草関係に付いては自給飼料として、エサとして使えないという現状で、これらの代替にかかる飼料については請求している。あと特に肉牛に関しては、いわゆる福島牛と言うだけで市場価格で約4割程度はもう安いという現状があるということで、それらについて請求しているということでございますので、いわゆる風評被害についても、今後、いわゆる市場価格との差については請求していくということで聞いております。以上です。

議長（佐藤 悟） 7番。

7番（佐藤誠一） 村長にこの項目、最後にお聞きしますけども、常々村長も行政マンだったので農政課長時代、本村はこういう肉牛の団地化、そういうものを進めた1人でございますけれども、やはり今後の今、こういった状態の中においての畜産の本村のあり方、今、高齢化もしているし、牛も安くなってしまったし、そういう悪条件の中で、今ある程度の保護はしているわけでございますけれども、村長どのような方向性を取っていくのか。また、どのような方向性であっていいのかを伺って、この質問は終わりたいと思います。

議長（佐藤 悟） 村長。

村長（浅和定次） まず、損害賠償ということについては、これは原因者がいるわけでありますから、原因者がやっぱり損害をやっぱり被ったことについては、賠償責任がある。だから、権利者はやっぱり請求を続けていく、これはやっぱり大切なことであると思います。

それから、こういう状況下の中で、今後の畜産振興をどうするかということであり

ますが、率直に言ってね牧草を一生懸命骨折って230町歩、特別に私が全部やってくれとお願いしてやることをやって、そうでないとやらなくてその後出たというのと、やって出たのでは雲泥の差があると、全部やってくれということでお願いした経過があるんです。じゃ、これ先ほどのように森林がそばにあって、100メーターも風が吹けば飛ぶと言うんだから、大丈夫だと思っていたのが、そういうことでもって何百ベクレルも結局汚れたというようなことになると、それければこれは基準以上になるという危険性があると。こういう狭間の中で、畜産振興をどうするんだと。どんどんやっぱり振興を図っていくべと。正直言うと、胸張って今もらうべき損害賠償はやっぱりしっかりもらって、継続するものについてはもらっていないからならない。それからあと結局正直言ってやめる方もいるんだわね。今まで迷いに迷っていた方が、これを機にもうやめっぺと踏み切った、決断したというような方もいるんです。いや待つていろ、なんでかんでいろいろあれだからひとつ待ってくれないかということもやっぱり言えないね。だから、大変なそういう面では、悪影響を受けてしまったなど。今のこういう現状を踏まえて、畜産振興をどうするんだということだけれども、なんとか頑張っていただいて、そして、安全、結局確保を行政ができるだけの除染をはじめ努力をして、そしてあとは損害賠償、これ最終的には今、JA窓口でやってくれておりますけれども、文部科学省にある損害賠償の紛争解決センター、こういうところでもやっぱりばんばん出して、そして、場合によるとそれでもだめだということになれば、今度近くに法テラスができるんですね。そういう身近な法律相談、特に今回の原発事故関係についての相談に預かるということで、二本松の開所式私に案内来てあります、法テラスということで、そういうのも身近なところにできますので、そういう方とも相談をしたりして、なんとか今、経営継続、また、生活を何とかしていく、こういうことでやっぱり行政の立場としても努力をしていかざるを得ないなど。前向きにこういうふうに大きくうんぬんというようなことについては、なかなか除染も思うように定まらないような状況ですから、森林が定まらないというような状況の中では、大きく進める、進行、発展策を講ずるということは、ちょっと率直に言って難しい。今の維持継続をどうしていくかと、最大そこに努力をしていくということが、1つの現時点においては限界だなというふうに考えております。

議長（佐藤 悟） 7番。

7番（佐藤誠一） 本村ではないんですけども、岳の畜産地帯において、優秀な酪農家だったんですけども、どうしても跡継ぎがやらないということで、60頭とか70頭やっていた酪農家もやめつつあるんだという情報も私のところに入っています。村内では水田酪農から始まったことで、酪農家で大きくやっているのは40～50頭の酪農家でございますので、そういったものを含めながら、やはり畜産もこれ非常に毎日の仕事でございますので大変な仕事でございますけれども、なくなっちゃうと、ああそれなのかなと。やっぱりなくしてはならない立派な職業だと思いますので、その旨やはり村独自の案なども作りながら、そういった方針を貫いていただきたいなというふうに思っております。

最後になりますけども、双相地区の複数の町では5年間、帰町を今、帰還と言ふんですけども、帰還しないという宣言をしている町が出てきました。特に我が村にも仮設に入っている富岡、あと大熊町、双葉町、浪江、それに飯館の一部、富成地区ですか、ここも昨日やってありますけども、線量が20くらいあるんだということで、区長がテレビに出て、戻れないという決めついているんですね。戻れないんだと。そうしますと5町村になるわけでございますけれども、我が村に今富岡を中心に仮設があって入ってありますけども、この富岡町がその中の1町村として戻れないというふうなことになっておりますので、村の対応として、これ仮設というのは2年間入れる施設ということで造っていると聞いておりますけども、この5年間に耐えられる仮設になっているのか。もう1つ含めて、今、富岡を含めて、まだ別な町村なり本村の東部の住民も仮設に入っているんだということも聞いておりますので、今、仮設の入っている戸数と人数を聞いてから次の質問に入りたいと思います。お願いします。

議長（佐藤 悟） 住民生活課長。

住民生活課長（武田孝一） まず、その合計の入居ですけども、入居済みの戸数がすべてのエリアで284戸、ちょっと今、人数持っていないんですけども、これは大玉も含めた数字です。それで建築戸数が630戸ありますので、約4割、5割までいかない数になっております。400名ちょっと超える人数だと思いますが、ちょっと人数、447人です、人数は。以上です。

議長（佐藤 悟） 7番。

7番（佐藤誠一） その仮設というのは、耐用年数、先ほど私言ったように2年間住めれば良いんだということか、それとも5年間富岡ではもう帰れないんだということでございますので、仮設住宅の耐用年数はどの程度になっているのか伺いたいと思います。

議長（佐藤 悟） 住民生活課長。

住民生活課長（武田孝一） 7番さんにお答えいたします。

当初の入居年数については2年ということで、それが1年延びたという状況ですね。私も正確には耐用年数等については聞いておりませんけれども、5年は難しいんじゃないかなというのが話として聞いております。基礎が杭基礎でありますから、それらが耐用できないのではないかというふうなことが言われてありますし、私も現地見ながら、どうも5年間持つというのは非常に厳しい。冬の積雪等も考えれば厳しいのではないかというふうに考えています。

議長（佐藤 悟） 7番。

7番（佐藤誠一） 今、答弁で分かりましたけれども、やはりちょっと私の息子も仮設、宮城県のほうに2か月くらい行って造ってきて、父ちゃん、仮設は2年きり住めないんだぞいなんては聞いておりましたので、これ杭が基礎になっておりますので、木の杭がね、どうしても5年は無理だろうと。そこで伺いますけれども、富岡中心に仮設住宅に入居している現在でございますので、本村としてはこれ5年は無理だという今、当局の答弁でございますけれども、これからこの5年間、どのような受け入れ体制を

していくのか村長に伺いたいと思います。

議長（佐藤 悟） 住民生活課長。

住民生活課長（武田孝一） 7番さんにお答えいたします。

避難自治体におきましては、これから災害公営住宅等の建設も始まると思います。本村に避難している被災自治体の住民、富岡ばかりじゃありませんけれども、こういう災害公営住宅の建設等が始まれば、住民の方の移動等についても出てくる可能性もあるというふうに考えられます。村としては、まずは避難者の要望とか、それから富岡さんはじめ被災自治体の意向を踏まえて、その場その場になるかもしれませんけれども、柔軟な対応をしていく必要があるのではないかと。例えば5年間で被災住宅も十分にできないというふうになれば、あそこから出て行けと言っても出て行けないわけですよね。その時点において、県なりとも協議しながらあそこの補強をやるとか、そういうことも当然発生してくる可能性があると。とにかく避難者の要望、それから被災自治体の対応に沿って、柔軟にやっぱり対応していく必要があるというふうに考えています。

議長（佐藤 悟） 7番。

7番（佐藤誠一） あとちょっと問題になってくるのは、やはりこの仮設住宅、大玉村に約650戸造るんだということにおいて、インターネットで雪が会津地方並みに降るんだという情報が流れたそうなんですよ。それで、むしろ大玉より会津等にも相当人が流れておりますけれども、そういう誤った情報において、ここに住めなかつた人もいるということも聞いておりますし、住んでみたら今年は特に雪が多かったものですから、あと寒かったから特に寒いと、そういう話も聞いておりますし、どうしても後の質問者もありますけども、上に大きな畜産団地がありまして、今こらちようど夕食の5時、6時の時間までに非常に異臭がするんだと。散歩してみたら大きな農場が2つ3つあったということで、それもすごく問題にしている人が、私は夏なり春からサクランボなり桃なりお客さんも10軒ほどありますので、いつでも話するんです。さすが議員なんだものね、こういった質問、いや、私も前回までは厚生文教にいたものですから何度も足を運んだですけどもなどと言っておりますけども、そういった問題もあると。これは現実でありますて、これは私が作って言っているものではありませんけれども、やっぱりちょっとした場所も4号線よりは離れている。買い物については、プラントが非常に良いんだと。ただ、これ住んでいる人が残念ながら高齢者が多くて、このシャトルバスは出ているみたいなんですけども、やはり緊急時だったからちょうど村で土地を求めておいたったからあそこが妥当だったんだろうと思っておりますけども、やはり場所と臭いの問題なりについて、もっとこれ場所的に別な場所がなかったのかということも今、言われておりますから、やはりどうしても居住してもらうということについては、若い人が多ければ良いわけでございまして、若い人などはもう借り上げアパートなり郡山や三春に住んでしまうんだということで、今、二重生活を送っているんですね。前は一家で生活しているんですけども、若い人は町ばなしを借り上げされて、じいちゃんばあちゃんが仮設にいるんだというのが現

実のようです。そういうことで、今後ともそういう受入体制については、村はどのような対応をしていくのか伺っておきたいと思います。

議長（佐藤 悟） 村長。

村長（浅和定次） 今後の関係でありますと、富岡町の意向に、大玉としては同じ県民として、これは協力できることは協力をしたいというふうに考えております。また、当時の状況、富岡町はやっぱり予想つかなかつたところがあると思います。現在も避難している方が16万3,000人です。16万3,000人のうち6万人が他県にまだいるんです。特に富岡町については5,000人弱、まだ他県にいるんです。そういう方にも帰っていただく場所がなくては困るということで630戸造ったわけです。ところが、帰ってきて仕事はない。そういうことを考えると、やはり準備はしていたは、これは今度仕事がないというところに帰ってもしょうがないということで、結果的には5,000人弱の方がまだ他県にいると。そういう中で起こってきたことが、浜の方、いわき市ねいわきの方にやっぱり浜の方の方だから浜の方になんとか住むようなことできないべかと、こういう声が出てきたために、うちの方からとにかくだいたい最終的には300戸程度を移したいと。いいですよということでおいわけです。ただ、まだ実際は移っておりませんが、そういうことで造るときには造ったと。しかし、今度そこにそういう現在の状況の話はあると。だから、それは意向に沿って協力しますよと。あと跡地の関係等についてはね、これはあのように造成してスカッとしたところでありますから、十分内部的にも検討をし、議会等にも相談をして、それらの利用計画、ただ、富岡はそういうことが今、話ができるものだから、一部の移ったところに倉庫みたいのをなんとか協力をお願いしたい。それから、あとちょっとあそこにいる人たちが何というのか動いたりする、そういうイベントのできる広場の確保をちょっとしたものがほしいという話は正式ではまだ建物が残ってますから、正式なことではありませんが、私にこの間も行ったときに案内役で行ったときに、そういう話は個々には受けていると。まあできるだけの協力はしたいと思ってますよと、そういうふうに今、話をしている。そういう経過と実態と、そして、今後はまあということで広場ができるなど。できた広場の計画は、これはよく内部的に検討して、あと皆さんにも相談をして、あれだけ立派に造成したことですから、それなりにあの地にふさわしい効果的な土地利用計画を打ち出したいなというふうに考えてあります。

議長（佐藤 悟） 7番。

7番（佐藤誠一） 総合的に 、 、 今、村長答弁してしまいましたけども、仮の町については前質問者が言ったとおり、自分らでは手を挙げないんだというふうな答えでしたし、移築については300戸程度、要望があれば、どうしても浜の人間は浜に住みたいというふうなことでございますので、それは良いでしょうというふうに思っております。また、県の要望としても、どうしても会津は線量が低い地域でございますので、この仮の町は会津若松市にも参加を求めていきたいというふうな構想もあるようです。これは復興大臣の要望ですね。そういうもので、村としてももし、仮の町の考えがあればどうかというふうに私は思っておりますので、その辺もちらっと聞い

て終わりたいと思いますので、よろしくお願ひします。

議長（佐藤 悟） 村長。

村長（浅和定次） 仮の町の関係については、まだ富岡町の方からは私の方に話はありません。したがって、話あった時点で、やはりこれはある程度協力できることは協力しなくちゃならないなとこう私は考えておるわけありますが、いずれにせよ、議会にもよく相談をその時点にはいたしたいというふうに考えているところです。

議長（佐藤 悟） 7番。

7番（佐藤誠一） 最後になりますけども、今の大玉に住んでみてやっぱり良かったという人もおりまして、私のところにも何人かの何家族と言ったほうがいいでしょうけども、どうしても大玉に住みたいんだと。しかしながら、大玉村は本水道でなくて簡易水道なですから、本管が途中で来て25ミリなり13ミリのパイプになってしまふんだというふうなことで、すごくインフラの問題で上水道の問題ね、すごく懸念している人がいるんですよ。私打診したところでも3軒ほどあるんですけども、そういったことで水道のほうにも連絡したところもありますけれども、このもし、そういった人の今後のインフラについてのやっぱり上下水道について、当局としてはどのような考え方を持って、この村に住みたいんだというのを、また、一軒家空いていたのを1戸建てを買ってしまった人もありますけども、そういったことを含めて当局ではどのような考え方を持っているのかお尋ねして終わりたいと思います。

議長（佐藤 悟） 村長。

村長（浅和定次） 水道については、1万人まで供給できます。間違いないところは1万人。したがって、まだ余裕があります。また、地震でちょっと水が増したところがあるんですね。これうれしい、5割ぐらい増したんです。赤不動の北側の水源、水質にも異状がないし、そういう状況ですから、まあとにかく計画では1万人ということで計画をして、小高倉に第5水源を設けたわけでありますから、これは今すぐ1万人までは供給できる。それから下水関係は、これは第1の集落範囲内、それから第2の集落範囲内については、これは即、今の集落排水に入つてもらう。あとそれ以外の区域については、合併処理浄化槽ということで、これはそれぞれの個人が今、やっているように合併処理浄化槽で下水関係はやってもらうということになります。その合併処理浄化槽で下水の排水はどこにということについては、これ土地改良区のほうの同意をもらう必要がありますので、そういうところについては、極端に影響のない、また、今、合併処理浄化槽も性能良くなっていますから。仮置きに迷惑のかからないようなことで、合併処理浄化槽という区域外についてはね。集落排水の区域外は対応していただくということになります。

議長（佐藤 悟） 7番。

7番（佐藤誠一） どうしてもこれ村では第1、第2住宅団地終わつてしまつて、話し合いは2戸なり3戸なりまとめてこの辺に住みたいんだとなれば、やっぱり上水道の整備というのも必要だと思うんですよ。ある人、私のところに打診したところには、希望の用地については水道のほうで工事業者に見積もつたら、本管から引っ

張ると300万円も400万円もかかってしまうんだというふうな話で、ちょっとこう頓挫している面もあるんですけども、そういうものを含めて、村長常々1万人の人口を作っていくんだという公約を掲げておりますので、やっぱりもっとやさしい村づくりをしていくために、そういう本管との延長の可能性はあるのかないのか伺って終わりたいと思います。

議長（佐藤 悟） 村長。

村長（浅和定次） ここに1つの住宅団地を造ろうということで計画があれば、そこまで管を延ばしておくということは、そういう計画に基づいてありますね。ただ、個人でポツッとここに造りたい、ここに造りたいということになると、どうしてもそれは現在の配管のところから個人でやっぱり引っ張っていかざるを得ない。だから、そういうときには土地を求めるときには、水道管がどこを通っているのか、やっぱりそういうことも担当に聞いて、そして、何メーターくらいなんだなど。そうすれば、だいたいメーターなんぼくらいでもって、これは配管はできますよというようなことはよく事前に相談してもらいたいなと思うんです。ただ、水量的には先ほど言ったように可能ですから、だから、個人のためにずうっとポツッと造りたいところに村がそこまで持っていくというようなことは、これは今の一定の住宅団地とか何か、あそこの仲ノ内やったような、そういう何か所かありますけども、そういうところは要綱に基づいてインフラ関係は応援しておりますが、ただ、1軒というとね、これはやっぱりその辺はよく担当と打ち合わせをしていただきたいなというふうに考えております。

議長（佐藤 悟） 以上で7番佐藤誠一君の一般質問を打ち切ります。

議長（佐藤 悟） ここで暫時休憩いたします。再開は午後2時35分といたします。

（午後2時23分）

議長（佐藤 悟） 再開いたします。（午後2時35分）

議長（佐藤 悟） 3番武田悦子君より通告ありました「役場委託職員等の現状について」ほか1件の質問を許します。3番。

3番（武田悦子） 3番武田悦子です。議長の許可をいただきましたので、これより一般質問を行います。

はじめに、役場業務委託職員の現状について質問いたします。保育所をはじめ、幼稚園の預かり保育、アットホーム、役場内の様々な部署に委託職員が配置されています。行政運営上、必要な人の配置であるにもかかわらず、財政などの理由で正職員化が見送られ、近年、委託職員は増加の一途をたどっております。非正規雇用を行政が率先して行っていると言われも仕方ありません。そこで、大玉村における委託職員など非正規雇用の実態、今後の対応について質問したいと思います。

まず、大玉村の職員定数について、長部局、教育委員会、農業委員会を含めた全定

数と実際に配置されている職員数をお答えください。

議長（佐藤 悟） 総務課長。

総務課長（遠藤勇雄） 3番議員さんにお答えします。

職員定数 116人、実人員 101人です。

議長（佐藤 悟） 3番。

3番（武田悦子） 今お答えいただいたのは、全部の数で、その合計でこの数字ということでおよしいんですよね。もう一度お願いします。

議長（佐藤 悟） 総務課長。

総務課長（遠藤勇雄） 先ほど全体の人数でありましたので、各部局ごとに改めてお答えします。

定数につきまして、議会に対して 2、(2)、これは後の数字は実人員でお答えします。もう一度申し上げます。議会 2 に対して (2)、長部局 83 に対して (74)、教育委員会 23 人に対して (18)、農業委員会 3 人に対して (2)、水道 5 人に対して (5)、以上で先ほどの定数 116 人で、実人員は 101 人ということでございます。

議長（佐藤 悟） 3番。

3番（武田悦子） ありがとうございます。次に、委託職員、臨時職員を配置部署別にのどのようになっているかお答えをお願いいたします。

議長（佐藤 悟） 総務課長。

総務課長（遠藤勇雄） 3番議員さんにお答えします。

委託職員、臨時職員と合わせて合計で 154 人になります。部署別に申し上げます。各関係課で申し上げますが、総務課 1、企画財政課 18、住民生活課 5、農政課 14、農地再生室 2、建設課 1、上下水道課 3、保育所関係 34、教育総務課 33、生涯学習課 20、アットホームおおたま 23、合わせまして 154 名でございます。

議長（佐藤 悟） 3番。

3番（武田悦子） ありがとうございます。改めて伺うとすごい数字だと思います。正職員が実際配置されているのは 101 人、臨時委託職員が 154 人ということは、53 名も正職員より委託臨時職員が多いという現実あります。もちろんこの委託職員の中には短時間勤務、このような方もいらっしゃると思いますので、正式に実数とすれば、もう少し下がるのかなというふうにも思いますが、これだけ多くの皆さん、委託職員、正職員含めると 250 名を超える方が大玉村を支えているということになります。特に委託の皆さんには、これほどの人数の皆さんのが村を支えてくださっているわけですが、まず、敬意と感謝を申し上げなければならないと思います。

そして、次に、委託職員の年齢構成、賃金水準、これはどのようにになっているのか伺います。そして、更には保育士など、これらの資格を持っていらっしゃる方、これらの方については、どのように決められているのか伺います。

議長（佐藤 悟） 総務課長。

総務課長（遠藤勇雄） 3番議員さんにお答えします。

まず、年齢構成でございますが、ここで委託職員という特定でございますので、臨

時職員9名は引いてございまして、146人で年齢構成をさせていただきます。各年代ごとになっておりますが、20代14人、30代14人、40代23人、50代39人、60代52人、70代4人、以上合わせまして146人でございます。

それから、保育所等の資格の設定ですか、賃金水準の実態でございますが、委託料、賃金関係は、1日で日額で設定されるものと、1時間で設定されているものとまちまちでございまして、業種や業務によって様々でありますと、そういう関係でそれぞれ個々に契約をされている関係から一概に水準としてとらえにくい面がありますけれども、職員の給与の改定、こういったものに準じて、一応見直しをその都度しております、今後ともそのような適正な賃金体系を図ってまいりたいと考えています。なお、保育所のお話でございますが、具体的に保育業務1日につきまして7,830円の委託料で契約をしてあるところでございます。以上です。

議長（佐藤 悟） 3番。

3番（武田悦子） ありがとうございます。賃金水準そのものは職務の内容によって違うというようですが、この勤務の経験年数、これは委託料に反映しているんでしょうか。

議長（佐藤 悟） 総務課長。

総務課長（遠藤勇雄） 勤務年数については、特にその中では算定はしておりません。

議長（佐藤 悟） 3番。

3番（武田悦子） ありがとうございます。勤務年数は算定されていない。これが本当に委託職員の実態だと思います。保育所の委託職員でありますと、10年以上勤務しているという方もいらっしゃるようですが、基本的な賃金は最初から変わらないというふうな理解で良いのかと思いますが、大玉村の場合は一時金も出るようでありまして、ほかの自治体よりは待遇が良いというふうにも聞いていますが、何年経っても今の伺いました7,830円、時間当たりに換算すると1,000円という計算になるのでしょうか。この1,000円のままというのが実態ということですが、これではこの働く意欲、更には責任感、これらの醸成にはつながらないのではないかというふうに思います。この9月議会は決算議会でもあります。10の会計ございますが、一般会計の実質収支は2億9,300万円の黒字であります。監査の意見書では、歳出面不用額について、経費の節減努力を評価しております。もちろん節減の努力は必要であります。しかし、10年以上勤務しても同じ評価の委託料という名の賃金にしかならない保育士などを考えれば、例えばそういった有資格職員が50名いたとして、月1万円賃金が上がったとしても、年にボーナスを含めても700万円程度の増加にしかなりません。実に決算剰余金の約2.39%の額であります。保育所や幼稚園の預かり保育、更には指定管理ではありますが、放課後児童クラブの委託の指導員も同じだと思います。何年経っても同じ時給、これは承知のうえだとは言っても、これではあまりにも給料としてはどうなんだろうと。少しでも改善を望みたい。これらの基準を見直して、勤務年数に応じた体系を作る。例えばではありますが、3年まではこの金額、5年から7年は、最初のランクの3%増し、7年から10年は5%増しにする。

10年以上の人については、1年につき1%を増すとか、何かこの新しい基準を作り、せめてその職種にふさわしい賃金水準にすべきだと思いますが、いかがでしょうか。子育て日本一の大玉村を支える人たち、住民の命を何よりも大切にする大玉村の行政を支える委託の皆さんに、その仕事に誇りと自信を持っていただくためにも、改善の考えがないか、これは是非村長に答弁をいただきたいと思います。

議長（佐藤 悟） 村長。

村長（浅和定次） 先ほど課長の方から話されたとおりであります、なお、多少ではあります、職員の給与の改定に準じた見直しをその都度しており、だから、人勧で上がっているような場合には、それなりに日額とは言いながら反映はしている。また、逆にこれ下がっているような状況においては、これはこのようなり得る。そして、お世話になっている私の立場としては、同じような仕事をやっていただいているわけでありますから、同じ待遇で、これはやっぱり気分良く働いてもらいたいなというの、それは気持ちとしては変わりありません。先ほど150何名というようなことで課長から話がありましたが、その中にはいろいろ職種があります。例えば役場の福祉職員も入っているわけですね。あるいは、この時間勤務のアットホームのようなところも入っている。様々なんですね。ただ、今言った特に保育所のような、そういうところとか、それからあとは児童クラブ、こういうところね、こういうところについては資格を要件として働いてもらつてあるわけでありますから、これは多少考えなければならないということで、それでも4人採用したんです。行政の方を頑張って、4人これ採用するというのはなかなか大変なんです。一応4人は採用したんです。それで満足だとは思っておりません。ただ、今、提言あった、そういう保育所とか児童クラブだとか、年間を通して、これは必要なんだ、法律上、やっぱり子ども何人について何人の保育士が必要なんだという、そういうところで長年いる方については、今のような委託の方式が良いのかどうかね、これはある程度そういう長期間お世話にならざるを得ない。ただ、一般職員とすることにはいかないと。何かそこに妥協的な、そういうあれがないのか、内部的に十分検討をさせていただきたいと思います。

議長（佐藤 悟） 3番。

3番（武田悦子） ありがとうございます。村長から人勧が上がれば上がるというお話をありがとうございましたが、最近の人勧は下がりっぱなしではないかなというふうにも思っておりますが、せめてこの実態に即した形を取っていただきたいと思っております。この様々事情あるわけですが、やむなく委託、このような手法で雇用を継続しているというのが実態。財政が決して豊かとは言えない、そういう実態の中ではしょうがないことという側面もありますが、保育所、更には幼稚園の預かり保育、放課後児童クラブ、これはなくせないわけでありますから、将来を踏まえた職員体制、勤務条件、村長は検討するとおっしゃいましたので、是非考え出していただきたいというふうに思います。

この項目最後になりますが、この職員問題、職員は適正化計画、自立計画で示されておりますが、新たな行政需要が高まっている現在でもあります。現計画どおり、職

員定数は減らし、非正規職員で業務をこなしていくのかどうか、今後を見据えたお答えを是非村長からいただきたいと思います。

議長（佐藤 悟） 村長。

村長（浅和定次） 新たな例えは原発事故に対応するね。これ1年、2年では解決しない。何年これなるのか。例えば除染計画そのものとてみても、これ5年間でという計画であります。もっとやっぱり尾を引くかも分からぬ。こういうことを考えると、こういう特殊事情についての職員の体制、定員管理計画はありますか、こうしたやっぱり新たに増えた職員についての考え方、こうしたことについても、やっぱり頑張っていると言っても限度がありますからね、その辺は総合的にじっくりと内部的に検討をさせていただきたい、このように考えております。

議長（佐藤 悟） 3番。

3番（武田悦子） ありがとうございます。次に、放課後児童クラブの現状と今後の課題について質問いたします。村社会福祉協議会に指定管理として運営を委託しておりますが、放課後児童クラブは年々利用する子どもたちが増えています。働く人たちにとっては、とても安心できるところですが、現場では様々な課題があります。今後、児童クラブをどうしたらよいのか、幾つか現状をお聞きしながら少しでも良い方向に向かえようとおもいます。まず、現在の利用状況はどのようにになっているのか、学校別、学年別にお願いいたします。

議長（佐藤 悟） 健康福祉課長。

健康福祉課長（菊地平一郎） 3番議員さんにお答えいたします。

児童クラブの利用状況でございますが、まず、玉井小学校1年生14名、2年生21名、3年生16名、4年生6名、以上57名でございます。大山小学校1年生14名、2年生10名、3年生14名、4年生5名、5年生1名、以上44名となっております。

議長（佐藤 悅） 3番。

3番（武田悦子） ありがとうございます。放課後児童クラブは低学年がそもそもその対象でありますが、家庭の事情によって4年生以上も受け入れざるを得ないというのが現状だと思います。ここ3年ぐらいの利用者の推移、これはどのようにになっておりますか伺います。

議長（佐藤 悅） 健康福祉課長。

健康福祉課長（菊地平一郎） 3番議員さんにお答えいたします。

放課後児童健全育成事業運営要綱では、定員が90名ということでございますけれども、現在については、101名が登録をしております。過去3年間程度平均しますと、常時いるというのが90名程度、通常は90名程度の利用ということで、横ばい状態というような状況でございます。ただ、長期休業、まあ夏休みとかというような場合、あるいは学校行事の振替日というようなときには、90名を若干上回るというようなこともあります。現在の状況としてみれば、利用状況の中では保護者の迎えがちょっと遅くなっているというような傾向はございます。

以上でございます。

議長（佐藤 悟） 3番。

3番（武田悦子） ありがとうございます。ここ数年は90名を超える利用者というお話をありました。今年は101名の登録ということでしたが、今現在、さくらで行われている事業ですが、このさくらのスペース、広いスペースあるとしても、また、複数の指導員が現在、配置されておりますが、複数の指導員が配置されたとしても、約100名の集団を1つの塊で面倒を見るということは、大変なことだと思います。そこで、この現在のさくらのあの施設で子どもたちが過ごしていて、余裕があるのかどうか、手狭なのか、その辺の認識を伺いたいと思います。

議長（佐藤 悟） 健康福祉課長。

健康福祉課長（菊地平一郎） お答えいたします。

現在、登録児童は101名ということで、常時利用するのは90名程度というようなことでございますけれども、現在、職員2名、それから委託職員が4名ということで、児童指導に対応しているところでございます。指導者側の意見等を聞きながらやってはありますけれども、現在の施設の面積、これにつきましては168平米となっております。現在の常時利用する生徒90名ということで、それから、国の児童クラブの指針であります1人当たりのスペースということで除してみると、現在、1人当たり1.65ということで、90名程度の常時利用ということであれば、148平米というようなことにはなりますので、一応のガイドライン的なものについてはクリアはしておりますけれども、これが十分なスペースかということになりますと、そういうふうなことまでは十分だというふうには思ってはおりませんけれども、施設そのもの、全体的な施設、老人が使用しているスペース等もございますし、また、ゲートボール場、そういった施設もございますので、それらを有効的に活用していただくという中で、ある程度スペースを確保していきたいなど、していただいているというような状況でございます。

議長（佐藤 悟） 3番。

3番（武田悦子） ありがとうございます。確かにさくらには外の庭もありますし、屋内のゲートボール場もありまして十分に活用されていること分かります。スペースの問題は確かに分かりますが、問題は1つの塊と、集団として90人以上常時利用されているわけですが、この規模が適正かどうかということであります。90名が定員と先ほどおっしゃいました。放課後児童クラブ、この厚生労働省のガイドラインでは40名が適正な規模というふうにもしておりますし、70名を超えるクラブは分割をしないというような考えがあるようですが、この規模についてはどのように考えておられますか伺います。

議長（佐藤 悟） 健康福祉課長。

健康福祉課長（菊地平一郎） 1放課後児童クラブ当たりの最大人数、規模的なものというと、70名程度というふうなガイドラインの中でも示されております。確かに人数が多くなれば、それだけ子どもたちを指導していく中でも大変な部分があるという

ことで、一応最大70名というようなことにはなってはありますけれども、規模的なものからすれば、分割というような考え方もあるうかと思いますが、施設の利用、現在の施設の利用できるスペース等を考えまして、ある程度90名というのが利用できる適切な範囲の中にも含まれるかなというふうにも考えておりますので、今後、そういういた規模等については検討してまいりたいというふうに思います。

議長（佐藤 悟） 3番。

3番（武田悦子） 放課後児童クラブは様々な経過がありまして、さくらに1つになりました。せっかくさくらを児童クラブの場にしたのですから、そこを変える必要はないと思いますが、先ほど課長からもありました。今後のことを考えれば、大山地区にも放課後児童クラブを新たに考えても良いのではないかと思っております。今後も4号線沿線、更には大山小学校の周辺には住宅やアパートの建設が予定されております。若い方が定住していくことは歓迎すべきことであります。定住人口増加を目指しているわけでありますし、現実に住宅も増えているわけですから、ここ数年の見通しを踏まえて、児童クラブや場合によっては保育所だって造らなければならないかもしれません。保育所との連携、あるいは幼稚園との連携も視野に分割を本気で検討する時期になっていると思いますが、再度村長の考えをお聞きして終わります。

議長（佐藤 悟） 村長。

村長（浅和定次） おかげさまで大玉村は保育所なり、それから今言ったように児童クラブもそういう状況であるということで、大変当初に考えておったよりは順調に利活用されているなど喜んでおります。これを造るときには総合福祉センターさくらとした大きな精神があったんですね。社会福祉協議会の事務所をそこに福祉の拠点として持っていく。それからあと虚弱老人ね、こういう方の通所、こういう施設を設けたい。重度心身障害の授産所、ここにも一緒にあそこに施設を利用させたい。そして、元気な子どもね、そしてまた元気な高齢者、シルバーセンターとか、それからゲートボールをやっているね。それを子どもたちにとっても、年寄りにとっても、それから今の重度心身障害のそういう方にとっても、これは人間教育上、そこを総合福祉センターという施設にすることによって、かけがえのないああいう方もいるんだな、こういう方もいるんだなということで、人間教育上も正に福祉の拠点としてふさわしいんじゃないかなということで、総合福祉センターということに仕上げたんですね。精神があったんです。それは時代とともに、コンクリではありませんから、時代の変化に伴って、これはやっぱり変えていくところは変えていかざるを得ないと思います。だいたいは限度を超えていると、こういうふうな現実を踏まえれば、また、今、大山小学校近辺にはずいぶんその後、住宅も張り付いておりますので、こういうことも視野に入れて、やはり考えていく必要性はあるなというふうに認識をいたしております。

議長（佐藤 悅） 3番。

3番（武田悦子） ありがとうございました。原発事故、避難者の現状、人口動態、このような状況も踏まえた子ども、子育て支援策を総合的に展開しなければならないと思います。村長からもありましたように、時代の変化とともに変えていく必要性、私

も強く感じているところです。是非児童クラブ利用者の声も聞きながら、より良い環境を作つていただけるよう要望して、質問を終わります。ありがとうございました。

議長（佐藤 悟） 以上で3番武田悦子君の一般質問を打ち切ります。

議長（佐藤 悟） ここで暫時休憩いたします。再開は午後3時20分といたします。
(午後3時04分)

議長（佐藤 悟） 再開いたします。（午後3時20分）

議長（佐藤 悟） 10番須藤軍蔵君より通告ありました「各分野の除染推進と村の新エネルギー政策について」ほか1件の質問を許します。10番。

10番（須藤軍蔵） 10番須藤軍蔵でございます。通告いたしております2件の質問について、議長の許可を得ましたので、ただいまより行います。本日、5番目ということで、それをお疲れとは存じますが、本日の質問の締め括りにふさわしい明確なるご答弁をまず、最初にお願いを申し上げます。

1点目の各分野における放射性物質除去作業、つまり除染。これらについて今議会冒頭、村長から行政報告の中でも、るるその経過等についても現時点における中身についても説明があったところであります、今年の3月にこういう方向で行くんだという方針を決めて、そして、その中でこの住宅等々もそれらを上回るような発注が、今、済みになっているとか。更にはまた、この230の牧草畑、最初はこれ石あるからとてもじゃないが反転なんてできないいろいろあったわけですけども、今、ここ連日ずっと7月、8月、あの猛暑の中この土埃をあげて反転したり大変な作業で皆さん理解をし、協力、努力をして、今その分野の除染も進んでいるということで、総体的にはみんなの村民の協力で一定程度の推移がなされているんだなというように思うわけでありますが、そういう意味でのまず、現時点での進捗を含めた村長のそれらの感想なり、あるいは今後のそれらを展開するための考え方をまず、冒頭お伺いをいたしたいと思います。

議長（佐藤 悟） 村長。

村長（浅和定次） 大変一番最初の除染関係は水田、これも線量の強いところ、いろいろ問題がありました。しかし、私が土曜日ではありましたけれども、休みに出向いて、是非お願いをしたいとお願いをしまして、なんとか強いところの約100ヘクタールやっていただいた。良かったなと思っております。そしてまた、今言ったように牧草関係も230ヘクタール、いろいろこれも3か年とかいろいろありましたけれども、やっていただきたいとお願いをして、結果的には平場は全部。ただ、グリーン牧場関係、これについてはかなりでありますので、そのところは仲間でやっていただきたいということで、これも大変順調に進んでおります。それから、肝心な住宅関係、これは計画以上に発注も進んでおりますし、また、いろいろ問題になっている森林関係、これも住宅の発注とガイドラインに基づいたそうしたこと、これも進め

られておるということでありまして、かつまた公共施設関係、それから道路関係、こういうところにも本格的に今、着手をしているというようなことでありますので、当初に考えていたよりはかなりペースが速く進められているなど。これ住民の関係者の皆さん方なり、また、職員にも大変苦労をかけておるわけでございますけれども、敬意を表したいというふうに考えておりますし、また、先程来の質問にもいろいろ出ました。もちろん私にやらなくちゃならない課せられている、そういう拡大して行かなくちゃならない森林の除染関係とか、あるいはこれからふれられると思いますけれども、これらを資源化しての要するに一步前進のための再生可能エネルギーの問題とかという、そういうこと等についても取り組みをやっぱり存分にやっていかなくちゃならないし、かつまた議会の皆さん方にもいろんな面でご理解とご協力をいただく必要があるなと。まあそんなふうに今までの取り組み、現時点における考え方、そして、先々のこと等について、今、簡単に要約をさせて申し上げました。そんなことでひとつこれからもよろしくご協力をお願いをいたしたいというふうに考えてあります。

議長（佐藤 悟） 10番。

10番（須藤軍蔵） ありがとうございました。そのように今、大玉村は住民と一緒に取り組みが進められているということです。また一方、生活空間の線量低減ということでも、これらについても大事であるという点から、それらを実施するための一時的な仮置き場の必要性についても様々な議論が続けられてきましたし、そういう中でフレコンバック等の材質の強化、あるいは保管をしっかりとすれば大丈夫だ这样一个こと等々も含めて、今は議論から実施する方向に加速をしていかなければならない状況だというふうに考えておるところでございます。そこで、村職員で構成する行政区の相談員、支援員、これらの果たす役割というのは、極めて大事だと思います。先ほどの質問者もいろいろお話をましたが、私もそうした面での私の住んでいる9区での除染実施の経験から、そうした点についても取り上げてみたいと思いますが、実は7月、8月と3日間にわたって私の住んでいる9区でも道路両端を合わせた総延長21.2キロすべて除染を完了しましたし、また、当局の計らいもあって側溝、あるいは横断溝の土砂払い、これらもすべてやっていただきまして、いっしょに全部処理したということで、本当に有り難く思っておるところであります。これには計画の段階から実は夜分ですけども、何回もこの行政支援員に足を運んでいただいて夜分、そういうその努力の姿がやはり区長をはじめ、区長も最初ははんこと名前は貸すから我がらやれなどというふうなわけだったんだけれども、そういう一生懸命取り組んでいただいた結果、区長が率先して取りまとめをしていただいたということで、実はこの3日間で区に住んでいる戸数よりはるかに超える人数がこの除染作業に参加していただいた。つまり自分たちのところは自分たちで何かやらなきゃならないという方向に支援員の皆さん方が、やっぱりそういう姿が映ったのかなというふうに思っております。最後全部終わったときに、これ昔やった区民祭以来の盛り上がりだなというような話が出ましたし、今までの空き缶拾いとか、あるいは支障木伐採とはまた違った地域の連帯というのが生まれたのかなというふうに思います。いずれにしても、それら

の低減化にするためには、相當ないろんな書類、たくさん始点を最初測ったり、また終わってから測ったり、写真撮ったり、これは大変な仕事で、これ支援員の手助けがなければできなかつたなというふうに、今、この要綱というのを持っているんですけども、これ全部書かなくちゃならないんですね。これは大変なことで、そういう意味では大いに有り難かったなというふうに思うわけであります、これら先程来お話ありましたように、各行政区にもそれぞれあるわけでありますので、もっともっとこれらの中身を大いに役割を果たしてきたことに対する評価、あるいはまたこれからもこれらを大いに活かすというためにも、こういう行政指導員を配置するというのためにも、確かに取り組んでいるのはこれ副村長の立場かなと思うんですけども、そこら辺も含めて、そこら辺の関係の見解なりご答弁を求めます。

議長（佐藤 悟） 副村長。

副村長（遠藤 武） 10番さんにお答え申し上げます。

正直今、10番さんのお話を聞いていますと、なんか胸が詰まるような思いで大変感謝しているところであります。と申しますのは、職員でありますから当然だと、公務員でありながら、これは当然だと、そういう感が今まで私ども持っていたわけであります、今の話を聞くと、かなり職員が陰で、あるいは分からぬところで一生懸命職責を全うしているんだなど、私は大変力不足だったということで、今、痛感しております。なお、私の立場ということでご質問でございますので、それらの職員の苦労、あるいは皆さんと同じく家庭を持っているわけでありますから、正に職場に帰ってくるとそれぞれ職責を全うしなければならない。それ以上の働きをしているという今、お話しであります。したがって、私の立場としては、まず、第1に健康管理の面、あるいはそういった時間を費やした後のどういったケアをするのか、そういうふうに考えますと、役場内に支援係という、そういう役場OB、あるいは退職間際の方等々についてのそういう組織化も必要なのかなと。となれば、外で支援員として活躍している書類づくり、あるいは写真の校正、補助金の申請等々集中的にそこでやろうとすれば、支援の外で働いた何割かは軽減できるのかなと、今、10番さんの話を聞いてとっさに考えたわけであります。これらを村長等はじめ、課長等の皆さんに相談しながら、今後、そういう組織の問題、あるいは職員の能力の問題、健康の問題等々がございますので、トータル的に考えて、なるべく職員としてふさわしいやり方、あるいは職員の健康管理に十分対応できるような、そういうものを今後考えたいというふうに思ってございます。なお、これからも職員のといった活動に対して、皆さん方の助言等をいただければ幸いに思いますので、皆さん方のご協力をお願い申し上げまして、答弁に代えさせていただきます。

議長（佐藤 悟） 10番。

10番（須藤軍蔵） 今後とも住民に奉仕するのが公務員、除染のみならず村の振興発展のために更なるお力添えのほどをお願いを申し上げたいと思います。

次に、除染の関連のもう1つは、実は森林除染と村の新エネルギー政策についてであります、この質問の要旨の中では、そこら辺の森林の除染ということが明確に伝

わからないというか、つまり私これ非常に感情的になって書いた点があるのかな、もうごせやけてというか、森林やるのは当たり前だという、やらないのは何事とだというのがあって、後からよく落ち着いてみたら、何これ言っているのかなというふうに思ったわけでありますが、いずれにしても、この森林がいわゆる私から言うまでもなく、海は山が育てるとか、もうこれは昔から言われている。それほどに。あるいは大玉村の振興計画、あるいは大玉村の復興計画、この中でも安達太良山と生きる大玉というふうなフレーズがあるんですけども、それは安達太良というのは、山を一応ここで見える山を言っただけあって、要は資源とか自然循環とか、生態系とか、そういうものと大玉村は生きていくんだということだと思うんですね。その自然循環が、循環あるからこそこれとんでもないことになるというのが、この放射性物質がまき散らされた問題であって、これとんでもない話だ。そして、錢が膨大にかかるから、効果が少ないからやっちゃんくないというのが結論だけど、先ほど7番議員さんが言ったとおり、全くそのとおりで、長年の間原子力政策を推進し、それを実行してきた東電の人たちが起こした事故を錢かかるからやらないなどという話は、容赦勘弁ならないという気持ちで実はいっぱいなわけですね。だから、じゃ錢かかるから福島県民の健康や自然や農産物がどうなっても良いのかということは、許されるものではないというふうに私は強く実は憤りを持ちながらこれまでの取り組みをしているわけでありますが、また森林そのものがやっぱりそういう全体を組み込むための中身でありますから、この特措法の中でも、やっぱりそれは明確に位置づけられてしかるべきだと思うわけですが、その簡単でいいですから、森林の除染についてのこうあるべきだという点の村長の見解をまず最初に承りたいと思います。

議長（佐藤 悟） 村長。

村長（浅和定次） おっしゃるとおり、森林を除染をしなければ、決して良い環境にはなりません。水に影響し、それから作物にも影響する、空気にも影響する、そして、近辺にある先ほどの質問にもお答えいたしましたように、牧草なり、あるいは日々自分の近辺に作っている野菜、こういうのにも影響する。内部被曝につながる危険性が大きいにある。そういうことを考えると、森林はきめ細やかに調査をし、先ほどもちらっと申し上げましたけれども、こうしたことを踏まえて、しっかりと森林の除染は必要であると。それをあまり効果がないからなどということでおこること自体、何語っているんだと。それと大切なことは、おっしゃられるように国策で進めた。そして、企業が結局いろんな国会の事故調の黒川先生が言っておりましたね。N H K の教育テレビで言ってました。はっきりと私たちは人災と位置づけさせていただきました。なぜならば、過去に結局地震とか津波対策とか、そうしたことについて企業は、その責任を果たしていない。それを管理監督する安全保安院、国のそういう機関についても、これは虜になって、結局責務を果たしていなかったと。したがって、これは人災であると、そういうふうに要約すると黒川先生が2チャンネルでこれはテレビでやっておりました。そういうことでございますので、私も同感でありますから、いろんな今、運動も責任のある立場でやっておりますけれども、これは違うんじゃないかなと。これ

はその補助金とか支援ではない。要するに損害賠償、あるいは負担、そういう性格じゃないかと。責任の主体は国にあり、そして、東電にあるんだべと。それを補助するとか支援するというのは何なんだと。認識が違うんじゃないか、出発点が違うんじゃないかということで、これをいろんな機会に国等に行っても話をしておりますし、正に今、質問されたように根本的なやっぱり認識の違いが、責任を果たすということに立っていない。これをやっぱり強く我々がやっぱり声を挙げて、よくやっぱり分かってもらう必要があるなど、そのように考えておるところであります。

議長（佐藤 悟） 10番。

10番（須藤軍蔵） それぞれの状況、あるいは除染の必要性、これについて伺いました。今、我々この問題で新聞報道等々では、いかにももうやるような話だからあまりそだこと言わなくともいいんではないかというような話もありますが、このやるというふうには新聞報道でも森林の除染は実施、復興政策の中で議論、議論だからね、まだまだやると言って議論だという、そういう書き方なので、やっぱりこれは我々が声を挙げなからしたら、いったいどこで挙げるんだという、我々の今、置かれている私たちの責務というのは大であろうというふうに思うところでありまして、これは誰かれなく、やっぱり取り上げていくべきだろうというふうに思っておるところでございます。一昨日、畜産フェアで地元県会議員がおいでになったので、用意しておいて、この前みんなで決めた要望書、これを持っていきまして、是非これで頼むよということわざかな時間でしたが、申し上げましたし、福島民報の記者にもマスコミとしてのどういう立場でおめら記事書くんだと、こういうことをきちっと取り上げなければしょうがないべと、なんか時期が悪かったとかちょっと記事書くあればなかったとかいろいろ言ったけど、要するにいろんな形で我々がそういう皆さん方にも訴えていくということが大事なんだなというふうに、そうでないとなんかやると言ったからやるんだなどといって、だいたい環境省というのはそれやらなきゃならないのに、環境省がやらない話を言うわけだから本末転倒だというふうに思っております。これはしっかりやらせるために、みんなで取り組んでいかなければならないというふうに思っておるところであります。その中で先程来も若干お話しさりましたが、要するに山の手入れというものに結びついてくると思うんですけども、この除染をしながら山の手入れも併せてする。そしてまた、先ほど9番議員さんからも提案ありましたように、この水力なり、そして様々な脱原発に伴うところのしっかりしたエネルギー対策というものも、当然こういう機会にきっちりと打ち立ててくると、そして、村の振興計画の中にも明確に位置づけていくと、こういうことが必要だというふうに思うわけでありますが、そうした山の今後どういうふうになるかまだまだ予断を許さないんですけども、そういう森林除染をやらせるということと相まって山の手入れ、あるいはそういう計画をきちっと振興計画の中に位置づけていくかどうかということについて、その見解を承りたいと思います。

議長（佐藤 悟） 村長。

村長（浅和定次） 森林の除染は避けて通れない。やらねばなりません。19日の方針

を関心を持っておるわけありますが、恐らくは満足な指針は出ないと思います。これは強力に我々がやっぱり要望運動活動を展開しなくちゃならないというふうに思っております。やるべきものをやって、当然大量に出るわけでありますから、それは要するに再生可能エネルギー、木質バイオマス発電、これにやっぱり振り向ける。大玉村は先ほども言ったように、民有林だけで2,000町歩あるわけでありますから、1年に66町歩ずつやったって、線量の強いところからやって、そして、そこに植林をして30年経てば、これは一人前の木に育つわけでありますから、そういうふうなことで、これ森林だけでも持続して、これはバイオマスガス発電は継続できる。雇用にもつながる。復興にもつながる。そうすると今度は復興予算、原発に対する復興せんがための復興交付金、これを向けてくれよと、バイオマスガス発電なら発電をとやるについて。こうしたことを他県に振り向けているような、そういうことについては、これはやっぱりはっきり申し上げて、なんだというようなことで、これらのこの獲得もこれからはしていく必要があるなと。除染を進める、資源化にする、雇用に結びつける、そして、山は肝心必要な後世の方々に誇れるやっぱり緑によみがえらせる。それが、やっぱり自然の循環型、水に影響し、土に影響し、そして、安心して住める大玉村になると、そういうことでこれからはやっぱり真剣にこれは正に一丸体制、大玉のみならず、近接の自治体、それから福島県全体でこれは取り組みをしていく必要があるなと、そういうふうに考えているところであります。

議長（佐藤 悟） 10番。

10番（須藤軍蔵） ご答弁ありがとうございました。山の手入れをすると。そして、それは地元のしっかりした雇用に結びつけるんだということあります。それが大事かなというふうに思いますが、除染はともすれば除染ビジネスなどという言葉がありまして、甘きに連なる蟻のごとしといううまい話があるのでね、ぞろぞろぞろ行って、何かうまいものあるんでないかというような、そういう除染ビジネスもあるようになりますが、しっかりとこれは地元の雇用との結びつき、そういうものとの連携を図つて、そして、今、お話しあったような新たなエネルギーを確保するというふうに取り組みをみんなで強めていかなければならん。山こそ田畠、家屋、道路、こういうところにすべて連動するんだということを改めてみんなで確認しながら、なんとかこれをさせると、除染をしっかり位置づけさせると、この特措法の中にも位置づけをさせるというようなことでの取り組みを一緒に取り組んでまいりたいという決意を申し上げ、次に進みます。

生活環境改善対策の現状と対応について伺います。小高倉地域における畜産農場に起因する生活環境については、これまで幾たびかお尋ねしてきましたし、既にご承知をいただいているというふうな観点から、それらの上に立ってお尋ねをいたします。まず、はじめに、8月上旬にこの2つの農場、あるいは役場、住民の方々との懇談会というのが開かれたようですが、その中の幾つかをお尋ねしますが、まず1つは、業者これ2つあるんですけども、出席の状況はどうだったでしょうかお尋ねをいたします。

議長（佐藤 悟） 住民生活課長。

住民生活課長（武田孝一） 10番さんにお答えいたします。

事業者のほうは、国分農場さん、佐藤養鶏場さんでございますが、国分農場さんにおいては代表、佐藤養鶏場さんにおいては従業員が出席いたしました。

議長（佐藤 悟） 10番。

10番（須藤軍蔵） 今回の住民の皆様ですね、これまでよりも地域的にも範囲も実は広い皆さん方がご参考をいただいたということでございますけれども、それらの範囲が今までよりも広がったという、なんかそういう要因というのはどういうものであったか承知していれば、お伺いをいたします。

議長（佐藤 悟） 住民生活課長。

住民生活課長（武田孝一） お答えいたします。

区長及び小高倉地区の代表者と話をしてきましたが、今回、南小屋、あるいは横堀平の方々も参加されておりました。これにつきましては、地域の代表の方、区長さん等の判断だと思われますけれども、その背景としては、悪臭などの苦情の広がりがあるのではないかというふうに推察しております。

議長（佐藤 悟） 10番。

10番（須藤軍蔵） ありがとうございました。そこでそういう背景があるのでないかというお話しであります、そこで住民の皆さんからの意見、要望、あるいは行政に対する批判なりいろいろあったと思うんですけども、課長の段階でスカッと整理をしないで、できるだけ生の声でこういう声だったというのがあるとすれば、できるだけ多くお答えをいただければ有り難い。

議長（佐藤 悟） 住民生活課長。

住民生活課長（武田孝一） かなりたくさんの意見が出されましたので、重複しない部分で生の意見ということなので、できるだけそのようにお答えしたいと思いますが、1つは、行政は規制などで具体的提案があるのかと。事業所は利益を追求するために、規模拡大を進めてきた。その結果が、今日の悪臭や大量のハエの発生につながっている。臭気で健康にも影響が出ている。ただの懇談会では意味がない。悪臭をゼロにはできないと思うが、迷惑を軽減することはできるはず。努力して軽減しているという指標の提供を求めたい。これまで規制条例の制定を求めたが、役場の回答はできないという内容であったと。規制ができなくとも、現時点でできる改善策はあるのではないか。悪臭とともに大量のカラスの集結で、カラスがニワトリの卵を住宅内の藤棚などに運び込んだり、周辺に落下させたりして、それが腐敗し、更に環境問題になっている。カラスがなぜ大量に集まるのか、その背景や施設への侵入経路を事業者は承知しているのか。以前の話し合いの中で、攪拌の時間帯を考慮することだったが、現実はどうなっているのか。養鶏場の場合は、堆肥を適切に処理することが大切で、それをやっているのか。ニワトリのお尻につくほど山積みになっている。堆肥をためないで鶏舎から運び出せば、ハエの発生は抑えられるのではないか。ネットでは破かれて、そこからカラスに侵入されている。何にもならない。金網などでやるべきだ。

養鶏場から汚水がそのまま河川に流れる状況になっているのではないか。あと2点ほどですけど、強い薬剤で消毒し、別の問題を引き起こす不安もある。鶏糞をこまめに処理すれば、薬剤を使わなくとも済むはずだと。堆肥センターへの搬入はできないのか。村が処分場を造るとかしないのか。Iさんというのは、これ別な事業者だと思いますけど、Iさんは本宮に運び、臭いの問題はない。同じように運び出せば、問題はない。まあこういった意見が出てきました。

議長（佐藤 悟） 10番。

10番（須藤軍蔵） 今、それぞれお話しありましたように、そういう住民の皆さんのがあったということで、大枠どういう状況なのか、あるいはまた業者にももっと改善する方法を考えるべきだというような話もあったと思うんですけども、いずれにしても、そういう今、様々な生活環境を脅かしている状況にあるんだということは、今のそれぞれの意見の中でもあったと思うんですね。もう1つは、かなり辛辣なものでは私の知っている範囲では、どうせ担当者は2年くらい経つと終わりだべと。あとは知らなかつたと言うんだべというようなお話しもありましたし、そうではないんだというような前の方からの申し送りがあるから、ちゃんとこうして来ているんだというような話もありました。いずれにしても、こうした不信というか、そういうものも実は改善がなされていないためにいろいろあったわけあります。いずれにしても、今回のこうした業者さんなり、あるいは住民の皆さん方と役場を交えての懇談会、こういうものを通して、じゃどうするんだと。一時のガス抜きみたいな形でなったのでは困るし、やっぱり個々のまず今後の対策としては、それぞれ2つ並べてどうか改善してくださいと言うだけでは私はだめだと思うんですね。個々の農場のそれぞれの改善点というものは、じゃどれとどれだととりあえず。それどこまでどうするんだというような1つの指標というものをきちっとやっぱり出す必要があると思いますね。それから、もう1つは、先ほど私伺ったのは、せっかく早くに懇談会をやるよと決めてあったのに、従業員をよこしてなどということは、従業員は答えられようも何もない、はい、仕事をやれよと言われたやつやるだけであって、こういうことどうなんだと言われたってどうしようもないということあるので、こういうところに対するやっぱりもっと対応というのを考えいかなくちゃならない。いつまで経っても、どうせどうということないということでは困るわけで、決して住民の皆さんもそこがなくなつて終われば良いというようなことではなくて、なんとか努力をしてほしいというのが根底にあるわけでありますから、そういう意味で住民の代表の方もきっちり組織されているわけでありますから、やはりそういう皆さん方と1点で、こここの農場についてはどういうことをどうというような1つの目標を設定して、それに対してもうここまでにどうするんだというようなことが今後は必要ではないのかというふうに思うわけであります。更に、先ほど7番議員さんもありましたように、この悪臭については非常に範囲も広がっている。これは本人も一定程度どういう状況のときにどうなんだということを業者さんも一定程度理解はしているわけですから、それをどのように改善するかという、そういう方法も含めて、今後、対応が必要だというふうに思いますが、

これらについての今後の対応について、村長どのようにお考えかお尋ねいたします。

議長（佐藤 悟） ここで議長からお諮りいたします。

議事の進行上、本日の会議時間をあらかじめ延長したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（佐藤 悟） 異議なしと認めます。

会議時間を延長することに決定いたします。

議長（佐藤 悟） 村長。

村長（浅和定次） 大変地域の皆様方に迷惑をかけているなど。担当も歴代努力を精一杯させていただいている。やっぱり最後は地域住民と行政と、それから指導機関、三者が一体になってこれはやっぱり企業に認識してもらう必要がある。生の声の中に、カラスの卵がどうとか、そういうことは金網にすれば、改善できる。あるいは鳥のお尻につくほど糞を山積みになっている。こういうこの改善できるところから、やっぱりこれは実際、改めてもらう。その場限りの責任逃れ、こういうことで結局地域住民もたまりかねて、とんでもないと、こういうことになってあるわけなんで、さらばと言って、行政がそういうこの迷惑かけるのではやめろというわけにもこれいきませんからね。そういう中で、あくまでもこれは指導し、そして、協力をしてもらわざるを得ない。そういうことでありますから、大切なことはやっぱり企業責任なんだよね。自分が良ければ、周りになに迷惑かけても構わないんだと。我が家さえ良ければいいんだと。これだめなんだね。やはりしっかりと営利を追求して、企業人としてやるからには、それはスカッとやるべきことをやる。そして、あと経営のほうもしっかりとこれは経営のやるべきところはやると。まあ社会人としての社会性をやっぱりしっかりと踏まえてもらうという、これが一番大切であって、そんなことを一にも二にも分かっていて、分かっていてもやっているということでありましょうから、やっぱり根比べみたいになりますけども、分かるまでこれは役場も関わる、また、地域住民も、また、指導機関等の指導徹底、これはある程度強い指導もできるはずでありますから、家畜保健所等のそうしたことも入っていただいて、今後、地域住民に何なりと一歩前進二歩前進、この改善をしていくようなことに最大の努力をしていく必要があるなというふうに考えております。

議長（佐藤 悟） 10番。

10番（須藤軍蔵） ありがとうございました。今ほどありましたように、そういうことで粘り強くやっていくということであります。先ほど質問しました具体的に各農場ごとの改善目標なり、あるいは改善の優先、こういうものも地域の皆さんと十分話し合いをしながら進めて、具体的にしていく必要があるだろうと、今後の対策として。そういうことについての村としての今後のとりあえずの近い今後の対策というものについて改めてお伺いします。

議長（佐藤 悟） 住民生活課長。

住民生活課長（武田孝一） 全体的には、先ほど村長が答弁したとおりでありますけれども、これまでの取り組みについて整理をさせていただきました。やっぱりその都度その都度懇談会等も開かれてきましたが、その中で住民から様々あったことが、やっぱり実行されてない。ここに非常に住民の方々が満足しないとか、不満が増長していく大きな要因があるということが私自身もそのように感じています。行政の内部としては、農政課、住民生活課、そして家畜衛生保健所、この連携はこれまで以上に連携して指導をきちんとしていくというふうに考えておりまして、懇談会終わった後、これまでの経過、それから8月末には、その後も含めた家保の指導状況についても把握させていただきました。それから、先ほど代表者が来なかつた養鶏場については、先ほど申し上げました住民の方々から出た直接的な要望、会議の経過、そういったことも直接社長に手渡してきました。やっぱり現実を責任者がきちんと認識していただくということについては、当然ご指摘のとおりなので、我々としてそのようにやっていくと。具体的な関係で申し上げますと、この前ちょっと調査に行ってきましたら、お盆前には鶏舎内の鶏糞の残量と言いますか、かなり減ってはありました。しかし、ハエの発生が、これは9月の頭ですけれども、大量に発生しておりまして、これは当事者も認めているところなんですけれども、やっぱり抑制剤等々の消毒剤だけでは解決しない。むしろ耐性がついてしまう可能性もあるということで、そういう点からも住民の皆さんとの指摘が正しいわけですよね。そういう点で、国分農場さんとは地域も含めて協定等がございますけれども、佐藤養鶏さんのはうにも、そういう協定の締結について申し入れをしていきたい。それから、これ先程来からも、今回も懇談会ありましたが、事業者、それから地域の皆さんで役場含めて、常設のやっぱり協議の場を作っていくながら意見交換をしていく。そこで、先程来からあったように、ネットはすぐ破られるんだから、何回やってもだめだというのは、これは明らかなんですね。そういう点については、直ちにこの前事業者も来て改善、検討したいとこういうふうになっているわけですから、じゃ具体的にいつまでやるんだとか、そういう詰めの作業ができるような常設の場ができれば良いのかなというふうに今、考えています。もちろん住民の皆さん方の先程来から村長話しているとおり、住民の皆さん方のやっぱり力を借りるというのが、やっぱり一番彼らも重要なことだと思っていますので、これからも協議をしながら、私たちは今、この苦しみの中にいる住民の立場に立って、業者とも向き合っていきたいと、このように考えております。

議長（佐藤 悟） 10番。

10番（須藤軍蔵） ありがとうございました。これまでの話し合い、それからそれぞれの努力がやっぱり役だって、より改善に結びつくなど、そういう取り組みをなお一層していただくことをお願いを申し上げまして、質問を終わります。

議長（佐藤 悟） 以上で10番須藤軍蔵君の一般質問を打ち切ります。

議長（佐藤 悟） 以上で日程による議事が終了しましたので、本日の会議を閉じ散会

いたします。ご苦労様でした。

(午後4時02分)